

平成 2 8 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月16日（木曜日）午前10時00分 開議  
午後 2時27分 散会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 木村 恵 議員  
2. 伊藤 新一 議員  
3. 御家瀬 遵 議員  
4. 向井 義擴 議員  
5. 若山 武信 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	1	木村 恵	1. 子育て環境について 2. 介護事業について 3. 商店街振興とまちの活性化について 4. 防災について
2	7	伊藤 新一	1. 市立病院の医師確保について 2. 生活困窮者自立支援制度について 3. 高齢者対策について

順序	議席番号	氏名	件名
3	9	御家瀬 遵	1. 多世代と交流するオープン型住環境について 2. 福祉関係専門職の養成機関設立について 3. 炭鉱遺産公園構想について
4	6	向井 義擴	1. 市有地の活用について 2. PDCAサイクルについて
5	5	若山 武信	1. 当市の経済政策と産業活性化のあり方について 2. 炭鉱遺産構想と赤平炭鉱立坑櫓取得について 3. 除雪費助成制度におけるきめ細やかな対応について 4. 超高齢化社会における対策について

○出席議員 10名

1番 木村 恵 君

2番	五十嵐	美知	君
3番	植村	真美	君
4番	竹村	恵一	君
5番	若山	武信	君
6番	向井	義擴	君
7番	伊藤	新一	君
8番	獅畑	輝明	君
9番	御家瀬	遵	君
10番	北市	勲	君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	菊島	美孝	君
教育委員会委員長	山本	由美子	君
監査委員	早坂	忠一	君
選挙管理委員会委員長	壽崎	光吉	君
農業委員会会長	田村	元一	君
副市長	伊藤	嘉悦	君
総務課長	町田	秀一	君
企画財政課長	伊藤	寿雄	君
税務課長	下村	信磁	君
市民生活課長	野呂	道洋	君
社会福祉課長	井波	雅彦	君
介護健康推進課長	斉藤	幸英	君
商工労政観光課長	林	伸樹	君
農政課長	菊島	美時	君
建設課長	熊谷	敦	君
上下水道課長	杉本	悌志	君
会計管理者	中西	智彦	君
あかびら市立病院事務長	永川	郁郎	君
教育委員会	教育長	多田	豊君
”	学校教育課長	尾堂	裕之君
”	社会教育課長	蒲原	英二君
監査事務局長	大橋	一	君

選挙管理委員会事務局長	町田	秀一	君
農業委員会事務局長	菊島	美時	君
○本会議事務従事者			
議会議務局長	栗山	滋之	君
” 総務議事担当主幹	野呂	律子	君
” 総務議事係長	安原	敬二	君

(午前10時00分 開 議)

○議長（北市勲君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番植村議員、8番獅畑議員を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、子育て環境について、2、介護事業について、3、商店街振興とまちの活性化について、4、防災について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 通告に沿って質問をしていきたいと思っております。

大綱の1、子育て環境について、①、保育所の現状についてお聞きします。「保育園落ちた日本死ね」、辛辣なこういう1つの投稿が大きく波紋を広げ、安倍政権も待機児の解消に動かざるを得ない状況となりました。待機児は昨年4月時点で全国で2万3,167人と発表されてきましたが、一時的に無認可施設や育児ママさんに預けられたり、親が育休を延長したり、さらには仕事をやめざるを得なくなった方、そういった方のお子さんはその数には入っていません。こういった隠れ待機児も含めるとその数は

8万3,375人と実に発表の3.6倍に上がることが国会で明らかにされました。赤平市は待機児ゼロと言われておりますが、果たして本当にゼロなのでしょう。また、こういった事実とあわせて認可保育所が足りない、保育士の労働条件が悪いため、保育士が不足している、こう指摘されているにもかかわらず、やっと動いた安倍政権は緊急という名のもとに保育施設の受け入れ基準を緩め、いわゆる詰め込みで乗り切ろうとしています。認可外をふやしたり、保育士1人が受け持つ乳幼児の数を引き上げるなど保育の質の低下が懸念される内容です。保護者の不安は、一層深刻なものとなっています。また、保育士給与は月5,000円の賃上げなどで果たして改善できるのでしょうか。自治体によっては子供の安全や成長、発達を保証するために国の基準に上乘せをして、独自で行っているところも少なくありません。赤平市の保育の現状はどうなっているのかお聞きします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育所の現状についてお答えいたします。

赤平市には文京保育所と若葉保育所の2カ所の公立保育所があり、定員は合計で120人で、6月1日現在、111人の子供が入所しております。各保育所に入所している子供の数等については、文京保育所では定員75人に対して87人が入所しており、一方若葉保育所では定員45人に対して24人が入所しております。このように文京保育所は定員を超えているため、保育所の広さの関係から、これ以上の子供を受け入れることは困難であり、保護者の了解を得て、文京保育所への入所を希望していながら、若葉保育所へ入所している子供が1名いますが、市内全体では待機児童はいない状況でございます。

次に、子供の数に対する保育士の数についてでございますが、両保育所合わせて、保育業務に携わる職員は28名おり、そのうち正職員は8名、臨時職員は20名となっています。また、保育士または幼稚園教諭の資格保有者は26名であります。子供の年齢ごとの人数に対する保育士の国の基準は、ゼロ歳児は

子供3人に対して保育士1人、4歳児は子供30に対して保育士1人など、それぞれ年齢により定められており、市内の2カ所の保育所ではこの基準を下回らないように職員の勤務時間を工夫しながら対応しております。保育所は子供の健やかな成長をお手伝いするとともに、命を預かる場であることから、これからも保育の質を低下させることなく運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 全体で待機児はいないということと資格保有職員が28名中26名ということも確認ができました。おおむねよい状況だと言えそうですが、最後に言及がありましたように、やはり命を預かる場であるから、保育の質を下げないということが大事だと思います。しかし、文京保育所では若干定員を超えているという答弁もありました。以前委員会で保育士の募集をかけたが、採用に至らなかったという報告を受けました。現在の保育士の方々の負担、どのようになっているのか、私市内2カ所の保育所に行って、聞いてきました。特に文京保育所、やはり定員オーバーによる保育士の負担、大きいと感じました。答弁にも工夫しながらやっているとありましたが、職員数、これについてですけれども、文京保育所では正職員は5名、臨時が13名、補助1人、また若葉保育所のほうでも正職員が3名、臨時職員が5名の補助1人と有資格者がほとんどではありますが、臨時職員に頼っているところが大きいと感じました。ここは、入所児の安全、保護者の安心、こういったことは言うまでもなく、保育士の負担軽減というのもぜひしっかりと対応をしていただいで、安心して子供を預け、働ける環境、こういったものをつくっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。②、子育て支援策についてお聞きします。現在赤平市では高校生までの医療費無料化や保育料を国の基準から50%減額するなど昨年度から本年度にかけて支援策の拡充をしております。

す。保育料の50%減額は、特に大変助かるといった声も聞いています。あらゆる施策を講じて働く世代、子育て世代を呼び込むということは、今後の赤平市にとって重要な課題です。果たして今の政策だけで人口減少に歯どめをかけ、子供たちがふえていくとお考えでしょうか。また、先ほど保育所の定員についても触れましたが、今後入所児がふえた場合、現在の環境では規制緩和路線に進む可能性もあります。その見通しと対応についてお聞きします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 子育て支援策についてお答えいたします。

子育てしやすい環境づくりを進め、若者に移住、定住していただくことは、将来のまちづくりを進める上で大変重要なことと考えております。本市では、平成27年度に施行いたしました赤平市子ども・子育て支援計画に基づき、昨年度から保育料の50%軽減、2歳未満児の紙おむつ処分用ごみ袋の交付、児童発達支援事業等の自己負担無料化などの新規事業を開始いたしました。さらに、今年度は赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の方針により、高校生以下の医療費無料化、ひとり親家庭に対する各種助成、高校通学費等助成などの施策を4月から実施したほか、子育て住宅の建設についても進めていくこととしており、これからもさまざまな施策を講じながら子育て環境の充実に努めてまいります。

また、今後保育士の国の配置基準が変更となった場合の対応についてでございますが、一部報道では保育士1人当たりの対応可能な子供の数をふやす動きがあると伝えられておりますが、今後の国の動向を見きわめながら配置基準の変更が正式に示された時点で子供たちの健全な保育に支障が出ないように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 国の動向を見きわめながら配置基準の変更が出たときに検討するとありました。しかし、そこが本当に問題なのです。法

律の改定、これについては北海道では高橋知事も国の方針に沿っていくという認識を示していると、こういう報道が出ておりました。子供にとってのこの安全基準自体が下げられてしまうという懸念が絶えません。全国では、昨年1年間で保育の施設などでは14名の子供が亡くなっておりまして。ほとんどがうつ伏せ寝による事故となっております。保育施設においてはこの中で12名、圧倒的に認可外が多いわけですけれども、認可外では10名、残念なことに認可保育施設でも2名のお子さんが亡くなっています。このことは、保育の質、それがいかに大切かということを示していると思います。このような痛ましい事故が起こらないように赤平市ではしっかりと上乘せした基準、こういったものをつくっていただいて、子供の命を守っていただきたいと思います、こう思います。

次の質問に移ります。③、認定こども園についてお聞きします。菊島市長は、就任来幼保連携型認定こども園の早期設置を目指すと発言されてきました。ことしはしごと・ひと・まち創生総合戦略が始まり、市政執行方針ではこれについて言及がありませんでしたが、このこども園、これは保育料無料化とセットであったと思います。たびたび質問でも取り上げられておりましたが、小学校が統合された後に行う、こう答弁されています。そうすると、これは任期中に実現できるのかという疑問が当たり前のように出てくるのではないのでしょうか。ことしも含めて市長の任期は3年です。公共施設を建てる場合、基本計画や実施設計などを考えますと、3年ばかりかかります。現実的にこのこども園は任期中にはできない。そうであれば、保育料の無料化もやらないのでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 認定こども園についてお答えいたします。

幼稚園と保育所を統合した幼保連携型認定こども園については、子供集団の小規模化を回避することを目的に設置することが望ましいと考えており、こ

とし4月に策定した赤平市公共施設等総合管理計画では、現在ある3小学校を統合した後の赤間小学校の校舎を認定こども園として活用すると方針を定めたとあります。また、保育料につきましては、年間収入が一定額以下の多子世帯とひとり親世帯を対象に国の基準が今年度中に軽減となる見込みであり、これに伴い当市の保育所を利用する世帯の方の保育料が軽減されると予想されることから、保護者の費用負担は減るものと期待しているところでございます。保育料の無料化につきましては、現在2カ所ある保育所と1カ所ある幼稚園を認定こども園へ移行することにより、効率化された財源をもとに実施を検討するものであり、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 効率化した財源をということで、まず保育料については国の方針で軽減策があるかもしれないと期待するという、またこども園は現在ある3小学校を統合した後に赤間小学校の校舎を認定こども園として活用していく方針ということを答弁されました。

まず、1点目ですけれども、国の軽減策についてなのですが、安倍首相は今回消費税の増税の先送りを決めました。それによって社会保障の財源確保が困難になっていると、全てはできないというようなことを言及していると思います。したがって、本当にこれ期待ができるものなのかというのはちょっと疑問だと思います。

2点目に公共施設の計画において、確かに今のご答弁のように記載されていると思いますが、当初の予定ではあくまで赤間小学校と豊里小学校の統合で、茂尻小学校は存続であったと思います。現に公共施設等総合管理計画には、小学校については今後も複式学級が懸念される状況のため、統合中学校周辺地域内に3校を統合した小学校の建設も視野に入れて検討しと前置きがあります。つまり先ほど赤間小学校のほうで定めたと答弁ありましたが、実際はこれまだ決まっていないという状況だと思

ます。そこで、この状況においてもこども園と保育料、これはやはり財源はそこでつくって、セットで行っていく。つまりこども園ができないと保育料の無料化はしないという姿勢は変わらないのでしょうか。こども園の設置時期は逆にこれ明確にできるのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 認定こども園の設置時期でございますが、小学校が統合された後となることから、今後3年以内での開設は非常に厳しい状況であると認識しておりますが、認定こども園の開設時期及び保育料の無料化の時期につきましては明確にしていきたいと存じますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕やはりちょっと厳しい状況だということと明確にはしていきたいということ答弁いただきました。私は、このことはそれぞれ分けてできるのではないかと、できる、できないとそれぞれ答えを出していくことが求められると思います。このことは、市長の公約でもあったと思います。私市長の公約のほう改めて見させていただきましたが、ある程度行われているものあります。ただ、ほとんどが計画として進めているもの、あるいは進めなければいけなかったもののように感じております。独自で打ち出されているものはこども園、また保育料の無料化、そのほかに生きがい農園、まちづくり市民会議などがありますが、これは全て果たしてできるのかどうか。今すぐここで答えは出せないとは思いますが。しかし、先日住民懇談会で伊藤副市長、こう述べられていました。菊島市長は、職員に対してできる、できない、期限を切って答えるよう指示をしている。市民の方からの質問に対してのお答えでしたけれども、まさに市長みずからが市長公約についてこうあってほしいと私は思います。公約は市民の方々とのお約束です。期待している市民の方々にできるだけ早い段階で答えを出してほしい、こう思います。そして、何より子育て支

援については優先して財源を充てていただきたい、そう申し上げまして、大綱の1の質問を終わります。

続きまして、大綱の2、介護事業について。現在の介護の現状についてお聞きします。一昨年の医療介護総合法案の改定により、要支援1、2の方の訪問介護、デイサービスが保険対象から外されました。このことによる総合事業への移行は2017年3月まで猶予期間があり、赤平市は段階的に同年4月に完全移行の計画になっています。昨年この6月議会で特養ホームの入所条件から要介護1、2の方が外されたことにより、入所待機者は100名から60名になったと確認をしました。しかし、入所基準から外されたというだけで入所待機者数が少なくなりますが、介護度が下がっているわけではなく、在宅介護などの家族の負担は改善されていない、そういうことはそのときにも指摘をいたしました。介護離職、老老介護、これは大変深刻な問題であるにもかかわらず、安倍政権下では医療、介護といった分野の費用は削減が続けられています。自治体で、あるいは家族でできるだけ在宅で、こういった方針が推し進められており、要介護1、2の方の行き場探しが困難になっています。その後の赤平市の待機者の推移はどうなっているのでしょうか。また、同じく民間の施設において介護報酬の引き下げによる影響はどうかと質問をしましたが、報酬額が2カ月後に決まることで、その後に聞き取りをすると答弁をされました。民間の介護事業所も介護報酬が下がり、働き手が確保できないなど、経営に大変苦慮されていると思います。介護施設や利用者の状況にも変化が出てきていると考えられますが、赤平市の介護の現状についてお聞きします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 現在の介護の現状につきましてお答えをいたします。

介護保険制度の改正によりまして、平成29年4月以降の介護認定審査会で要支援1、2と認定された方々を市町村が実施主体となる新しい介護予防・日常生活支援総合事業であります総合事業に移行さ

せ、その中でヘルパー派遣事業の訪問介護とデイサービスの利用であります通所介護を現在の介護予防給付から切り離すこととしております。現在の要支援1、2の方で訪問介護は53名、通所介護では29名、両方を6名の方がそれぞれ利用されており、その方々におきましては、今後介護度が変更になることもございますが、新しい総合事業への移行の対象になる見込みとなっております。特別養護老人ホームにつきましても、入所基準が見直され、原則介護度の重い要介護3以上に引き上げられたことによりまして、制度改正前には市内の2施設において重複申し込みを精査した中で100名を超える入所申し込みがありました。現在では新たな申込者も含め70名ほどになっており、以前の申込者のうち50名以上の方々が入所対象外になったものと思われ、それらの方々におきましても在宅生活を送られている中では家族の介護負担も重いものになっているものと思われ。特に独居及び高齢者のみ世帯の方は在宅生活に不安を抱えられている場合もありますので、在宅生活を続けていくための訪問介護サービスの充実とサービスつき高齢者向け住宅や有料老人ホーム、軽費老人ホームなど、住まいや特養以外の施設の整備も必要と思っております。

平成27年度の介護報酬単価の改定では、全体で2.27%のマイナス改定が行われました影響により、約7割の事業所が減収となり、事業を廃止する事業所や事業所運営の先行きに不安を抱く事業所がふえております。市内の事業所におきましても新たな経費節減に取り組んだり、設備投資を見送ったなどのお話を伺っており、また介護職の人材の確保のために給与の改善に取り組むたくても十分に行えないなど、施設の運営上の影響も大きく、人材を確保できないため一部の事業を廃止した事業所も出てきており、利用者が市外を含む他の事業所に変更せざるを得ないといった影響が出ております。今後高齢化がますます進むことにより介護サービスを利用する高齢者が増加していくことが見込まれている中で、事業所の廃止、縮小は介護難民や介護離職を生む大き

な要因になりかねないことから、国には次期報酬改定時に十分配慮した改定を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 大変詳しく答弁していただいたと思います。待機者60名から実際は70名と入れかわってはいるけれども、ふえているということ、また家族の負担が増している、独居の方は不安が大きい、7割の事業所が減収だというようなこともありました。こう内容を聞きますと、やはり一昨年医療介護総合法、これは改悪であったと言わなければならないと思います。赤平市は、他市町村と比べてもこの猶予期間を使ってしっかりと対象者の調査、あるいはこういったことをやりながら段階を経て対策を講じていると思います。しかし、利用者も家族も、今おっしゃったように、困っている。実際入所待機者、減らない。介護事業所も先行きが不安だと。こういったことが実態ではないでしょうか。このような状況にあって、安倍首相の言う介護離職ゼロなどとても実現できるわけがないと思います。答弁の最後のほうにありましたけれども、次期改定に向けて期待したいと、こういうことにやほりなっていくのですけれども、今の安倍政権、経済最優先といって地方を置き去りにしています。しかし、市町村はできないといって利用者の方々に不便を強いるわけにはいかないのです。市民の方々を守っていかねばいけません。ですから、しっかりこういったことは市長会や広域連携、そういった場において強く要求をしていただきたいと思います、こう思います。

次の質問に移ります。②の総合支援事業についてお聞きします。入所待機条件から外されたというだけで行き場がなく、困っている要介護1、2の方々に対して、安倍政権はさらに負担増を検討しているということが明らかになりました。要介護認定を受けている方の過半数を占める要介護1、2の方は、全国で229万人とされています。この方々を軽度者と

して訪問介護などの保険給付から外そうとするものです。財務省の財政制度等審議会でも掃除や洗濯といった生活援助利用、これが軽度者に多いということを繰り返し問題視し、原則自己負担、そういうふうにしようという動きが出ております。これが実施されれば、利用者の負担は10倍にふえます。この生活援助サービスというものは、日常生活を支えているだけではなくて、ケアプランに基づき買い物や薬の受け取りなど、専門家が利用者の状態の変化に気づき、早期対応を可能にしています。つまり利用者の重症化を未然に防ぐ、そういった重要な役割を持っています。最初に言ったように、赤平市では2017年4月からの総合事業への完全移行に向けて準備が進められていますが、現在の進行状況、どのようになっているのでしょうか。また、今言ったように、要介護1、2の方もその対象に合わさってくれば、利用者の方、さらにふえてきます。現実的に利用者の方々が困らないように対応をしていけるのでしょうか。その見通しも含めてお聞きします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 総合支援事業につきましてお答えをいたします。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、市町村に対し医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築への取り組みを求めており、その中で現在介護保険から予防給付事業として行われています訪問介護並びに通所介護につきましては、市町村が実施主体となる新しい介護予防・日常生活支援総合事業に全市町村が平成29年3月までに移行し、4月から実施することとされています。また、既存の事業所による介護予防サービスのほかにNPOや地域住民によるボランティアを活用し、地域による支え合いの体制づくりを想定し、多様な主体による地域に合った介護予防サービスの提供を求めています。市内にはそういった活動組織がないため、組織づくりから取り組む必要があったため、社会福祉協議会に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員とい

いますが、その事業を委託し、地域の高齢者支援のボランティアとなつていただくエリアサポーター養成講座を開催しているところであり、当初見込みを大幅に上回る80名以上の市民の参加があり、熱心に受講をしていただいているところです。今後はより多くの参加者にエリアサポーターに就任していただき、高齢者の見守りや声かけなどによる高齢者支援の担い手で活躍していただくことを願っているところであります。なお、この事業による高齢者支援につきましては、平成30年4月までのスタートを目指し、準備を進めているところです。いずれにしましても、担当の介護支援専門員、いわゆるケアマネが利用者十分に相談した中でニーズに合ったサービスプランを提供し、サービス利用に結びつけることが重要でありますし、新たな選択肢としてエリアサポーター等のボランティアによる見守りや声かけ、地域サロンの開催などの支援も受けられる体制づくりを進めてまいりたいと思っております。高齢者でありましては、訪問介護並びに通所介護の介護予防サービスを利用することにより介護度が重くなるのをおくらせる効果や日ごろからの心身の状態の把握から疾病の早期発見にもつながることもあり、それらにより施設入所に頼ることなく住みなれた地域で自立した生活を継続していくことを可能とする効果もあると思っておりますので、それらの支援を引き続き行っていくとともに、介護を必要としない元気な高齢者を育むために日ごろから介護予防の運動教室や生活習慣病の予防などの健康教育につきましても引き続き取り組んでいくことも重要と認識をしております。

国は、新たな総合事業の移行後にはその財源は100%確保していくとしていますが、費用負担の増加に伴いその財源が減らされることにならないのか、また個人個人の保険料の負担の増加につながっていかないかの不安もありますので、国にはしっかり財源を確保していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。



○1番(木村恵君) [登壇] まず、組織がないために組織づくりからしているということですが、社協のほうに生活支援コーディネーター、また市民にはエリアサポーター、こういったことをお願いし、組織づくりが進んでいるということがわかりました。確かにこのボランティア養成のほうは進んでいると思いますが、一方この専門員、いわゆるケアマネジャーの現状なのですけれども、現在何名いて、最大で1人当たりどのぐらいの受け持ちができるのか、基準のほうというのはどのぐらいになっているのかお伺いします。

○議長(北市勲君) 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(斉藤幸英君) ケアプランを作成するケアマネにつきましては、在宅系のサービスを取り扱います居宅介護支援事業所というものでございますけれども、その事業所は市内に2カ所ございます。その中で合わせまして7名の方々がケアマネとして従事しているような状況があります。

また、ケアマネ1人でどのぐらいの人数が受け持ち可能かということですが、介護施設系のサービス、いわゆる特養だとか、そういった場合について受け持ち可能な人数制限というのはございませんが、先ほど言った居宅介護支援事業所、在宅系のサービスの場合はケアマネ1名につきまして、要介護1以上の方の介護プランの場合は35人まで受け持ちが可能です。ただし、要支援1、2、軽度の方についてはそのカウントを0.5人で計算しますので、実質要支援1、2の場合は70名までということの受け持ちになりますけれども、実際に70名だとか、あるいは35名という数字が果たしてそれだけ多くの人数を持つことがきちっとしたプランにつながるか、またケアマネさんの負担というのが非常に重くなりますので、やはりある程度の人数等は十分確保した中で事業所の運営は進めていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長(北市勲君) 木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] 要介護1以上で35

人、要支援では倍の70人ということです。本当とても一人ではこなせないような数と思います、私も。先ほども言いましたが、この専門員の役割というのは大変重要になっております。また、ボランティアの方々、今多数参加してもらっていると思いますが、果たしてその方々がしっかりと補完していただけるのかということもまだまだ不透明ではないかと思います。専門員の負担を考えると、増員も視野に入れてやはり対応をしていかなければならない問題だと思います。答弁にもありましたが、安倍政権は100%財源を確保していくとっておりますが、先ほど来言っておりますように、実際やっていることは医療、介護報酬、これの改悪、自然増の削減です。国の動向を注視していくという姿勢ではこれもう待ってられないような状況になっていると思います。当然国策の転換というのが求められますが、自治体、市町村でもしっかりと現場の負担や利用者の不便の状況、こういったものを調査をして、自治体要求など上げていくということ、これが大切ではないかと思います。市長にはしっかりとこういった自治体の意見を上げていただけて、また介護についても優先して財源の確保、これをしていただきたい、こう申し上げて、この質問を終わります。

続きまして、大綱の3、商店街振興とまちの活性化についてお聞きします。①の駅前商店街についてお聞きをします。駅前商店街において、コンビニエンスストアが閉店し、次いで飲食店が閉店をしました。そして、8月にはさらにもう一店舗飲食店が閉店すると聞いております。当然民間の事業者ですから、事情もそれぞれあることですし、防ぎようがないことかもしれません。しかし、人口減少対策として総合戦略をスタートしたこの年に余りにも厳しい現実ではないでしょうか。商工会議所や商店街との連携は一体どのようになっているのでしょうか。確かに商工労政観光課、地域おこし協力隊の方々、人数が少ない中において、大変苦勞されながらまちの活性化に取り組んでおられます。決して努力が足りないというわけではありません。そういったこと

も理解をしております。しかし、逆にこれ行政だけでどうにかできることではないということが現実として突きつけられているのだと思います。だからこそ、民間の力や意見、積極的な参画、こういったものをお願いすべきではないでしょうか。先日行われた行政の住民懇談会で、私は6つの会場に足を運びました。5つの会場では、地域の方々10名以上来てくださり、いろいろな要望や意見が出されていました。しかし、残念ながら交流センターみらいで行われたときは参加者が1名、私が会場に行ったときは既に終わっておりました。昨年もほぼ同様だったと聞いております。赤平市のさまざまなイベントに協力してくれているお店の方、また長きにわたって事業を続けている商店街の方々が住民懇談会になかなか来てもらえない。駅前、中心地、いわゆる繁華街であるこの地区において2年連続住民懇談会が開かれなかったということは時間帯、やり方なども、こういったことも視野に入れて、しっかり見直す必要があると思います。そして、声にならない声、そういったものを見逃さないように商工会議所や観光協会、特産品推進協議会、あるいは商店街振興対策協議会、そういった各種団体に幅広く意見を出していただくようお願いする、参加してもらうようにする。赤平市全体でお店を続けてもらえるよう、残したいと思ってもらえるようにしていかなければならないと思います。この点についてどのようにお考えがあるのかお聞きします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 駅前商店街についてお答えをいたします。

ただいま議員がおっしゃられましたとおり、駅前商店街においてコンビニや飲食店が相次いで閉店をし、空き店舗がまたふえてしまった状況にあり、非常に危惧しているところであります。市といたしましても、店舗近代化促進事業助成や新たに企業支援事業補助金など支援を行い、また今年度より地域おこし協力隊がチャレンジショップにて活動を行い、もっと身近に商店街に飛び込み、起業に向けた相談

や空き店舗の紹介、商店街の活性化についていろいろな意見や助言等をいただきながら活性化策を検討してまいりたいと思っております。人口減少や外食離れなどによる利用者の減少など、各商店の飲食店につきましてもあくまでも民間の事業者であるため、個々への直接支援という部分については非常に難しい問題ではありますが、商工会議所や観光協会、商店街振興対策協議会、また商店街とも連携を図り、民間の力や意見、積極的な参画を呼びかけてまいりたいと思っております。

また、みらいにおける住民懇談会におきましては、駅前のみならず、市街地区の各町内会に開催時間の相談をさせていただきながら呼びかけの依頼をお願いし、他の地区の懇談会に参加できなかった方の予備的な位置づけとしても開催をしておりますが、各種団体にも周知を行い、広く意見を募ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 駅前商店街の現状については、非常に危惧をしていると。各団体と連携して積極的な参画を呼びかけていくということです。私も商店街の方々と交流の場において、意見を聞くことやっぴりあります。そして、その都度担当課にはお伝えをするようにもしております。決して意見や要望がないわけではないということです。いま一度各団体との連携、そして商店街を一緒に守っていく、次世代につなげていくということ、こういったことをぜひしっかりと考えていただきたいと思っております。そのためにも、今お話ありましたけれども、商店街との懇談の場というものもいま一度見直してほしいなと思います。若い世代の後継ぎの方が帰ってきておられるお店もあります。先日行われた観光協会の総会では、そういった方々にイベントへの参加も促していく、こういうお話も聞きました。ぜひ商店街の活性化につなげていっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。②、チャレンジショップに

ついてお聞きします。現在2店舗目オープンして、順調に取り組まれていると思います。先日地域のフリーペーパーでも地域おこし協力隊の方々、また商工労政観光課の取り組みが高評価されている、そういった記事を見ました。先ほど言いましたように、老舗を守るといいますか、そういったことも重要なことですが、同時に新しいお店を誘致していく、これも大変重要なチャレンジだと思います。ぜひさらに、さらに先へと進めていただきたいと思います。そこで、そのチャレンジショップなのですが、現在のコンセプトでは飲食店の出店ができないことになっています。先ほどの質問とも関連しますが、今後飲食店で展開というのはできないのかと、減ってきている飲食店、これを補完できないのかということなのですが、例えば何らかの理由でお店をやめる方がいた場合、ノウハウを継がせてもらえないか交渉をする、市内外から継いでくれる方、やってみよう方を募集するなどできないものかと思います。あるいは、市外、道外からリタイアして、老後は北海道で暮らそうなどを考えている方、こういった方で何かしらの経験がある方を呼び込み、赤平市でノウハウを継いでいく、こういった企画のほうはできないものか。例えば隣の滝川市にある國學院大學北海道短期大学部は学生さんがチャレンジショップのようなことでオニオンリングを売ったというようなことも、調理、販売したということも新聞記事などに載っておりました。こういったものであれば、フライヤーなどを設置して、簡単にできるのではないかと思うのです。そういった若者の交流ということもあわせて考えて、このチャレンジショップというのを展開していけないか、そういったところの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） チャレンジショップについてお答えいたします。

空き店舗の利活用、商店街のにぎわいづくり、そして赤平で開業を考えている方のお試しの場として、6月4日にチャレンジショップをオープンいた

しました。赤平に起業を考えている方のマーケティングやお試し販売、個店、ワークショップの開催、作品の販売など幅広く募集をするほか、今年度から地域おこし協力隊がチャレンジショップを活動の拠点とし、商店街の情報、お店の案内、空き店舗情報、開業相談など商店街に関する商店街の活性化と情報収集、発信の仕事をしながら、実際に商店街の一員として活性化に努めてまいります。そこで、飲食店のチャレンジショップはできないかとの質問でございますが、市といたしましても調理ができる厨房設備のあるお店をチャレンジショップとして展開できないか検討してまいりましたが、これまでに適当な店舗が見当たらなかった状況ではありますが、現在のチャレンジショップは地域おこし協力隊の活動拠点、コーディネーター役として継続をいたしまして、今後は厨房設備のある店舗やその他の空き店舗がチャレンジショップとして活用が可能かどうかを所有者と協議を行い、制度の確立を検討し、利用につきましても広く呼びかけをしてまいりたいと思います。

また、後継者やお店の存続問題につきましては、各商店の聞き取りを行い、どのような支援が効果的なのか現状を捉えた上で検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕現在の2店舗目の位置づけというものは理解ができました。その後も前向きな答弁をいただいたと感じております。先ほどの答弁にもありましたように、人口減少や外食離れ、こういった問題の根っこにあるのはやはり8%に引き上げられた消費税、この増税の影響と社会保障の削減などによって消費に回す余裕がない人がふえたということではないかと思います。地方に行けば行くほどこの格差というのは広がっており、衰退の速度も速いのが現実です。一番の打開策は当然国策の転換ということが求められてくる場所ですが、やはり赤平市としてやれることやっとなければならないと思います。今あるお店を守り、

同時に競合しないような新しいお店を出してもらおう。そういった飲食店、これはお祭りやイベントの盛り上がりなどにも赤平では直結していると思います。また、地元の名産にも今後なり得ます。地域おこし協力隊と商工労政観光課、取り組みは大変評価されていると思いますが、さらにもう一段ステップを上って、連携をしっかりと、若者との交流というところもぜひ検討していただいて、やっていただきたいと、こう申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

大綱4、防災について。①、避難所についてお聞きをします。まず初めに、熊本地震に対して迅速に備蓄品の支援を行った赤平市行政の判断に対して敬意を表したいと思います。今もまだ避難生活をされている熊本の方々が一刻も早くもとの暮らしに戻れることを心から願うところです。赤平市と同様熊本も地震災害が心配されていない地域だったにもかかわらず、今回あのような大きな地震が起こり、皆さんの避難生活が長引いております。先日の住民懇談会でも、ある会場ではやはり備蓄品についてとか、避難所についてといった質問が出されておりました。いつ起こるかかわからないというのがやはり災害です。市民の皆さんの中にも不安になる方が出てきてしかるべきところだと思います。そこで、やはりまだまだ市民の皆さんには避難所の周知というものが徹底されていないということを感じました。来年防災マップを作成すると聞いておりますが、やはり年1回くらいは広報で知らせるなどできないものでしょうか。また、昨年私は備蓄品の分配配置、質問で取り上げましたが、東日本大震災や熊本地震でも避難所に物資が届かない、こういったことがやはり問題として挙げられています。今回の件もあり、備蓄品の補充、これが今後あると思いますが、その補充のタイミングで3日間最低届かなくてもその避難所で避難ができるような備蓄の再分配、配置はできないでしょうか。避難所の周知に加えてお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 避難所の周知についてでございますが、ご案内のとおり先般公共施設等総合管理計画が策定されましたので、コミュニティセンターや生活館等の施設につきましても含めまして、避難所の指定作業を進めているところでございまして、食料等の備蓄の補充、地域ごとの再配備も進めさせていただきますが、指定避難所が決まり次第ホームページはもちろん、インターネットの利用ができる環境にない方も多くいらっしゃいますので、防災マップの配布までの間利用できる避難所の一覧表を広報等を活用いたしまして配布してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 地域ごとの再配備、また防災マップの配布までは広報で活用していきたいということ、周知をしていくということが確認されたと思います。市民の方々の不安を解消することと、また赤平市はここまでやってくれるから、安心して暮らせる、こう市外に向けてアピールできるようにしっかりとこういった問題は対応していただきたい、こう思います。そこで、一時的に避難ができた、しかしなかなか家に戻れない、そういう状況が起きた場合、避難所生活が例えば長くなってしまふ、こういうことが余儀なくされた場合、大事な物資を届けるということになってくると思います。

そこで、②の質問のほうに移りたいと思います。②の支援物資の配送についてお聞きします。熊本地震では、1カ月たっても温かい食事とかバランスのとれた食事が出されない避難所があると避難生活における健康の不安が深刻な問題になっていました。1カ月以上1日3食レトルトや缶詰、またカップラーメン、そういったものばかりしか選べない、そういう避難所もあったと言われています。まず、問題になるのはどの避難所にどのぐらいの方が避難しているかわからない、連絡がとれない、道路が寸断されていて、届かないなど物流に支障を来たした場合

が挙げられると思います。そこで、近隣の滝川市、芦別市では運送業者との提携で災害時の物流の確保、これの強化を図っております。しかし、赤平市ではまだ行っていないという認識を持っておりますが、今後どのように対策をとっていくおつもりでしょうか。災害時に近隣市との連携、こういったものもとれているのか、とれるのかということについてもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 運送会社との連携等についてのご質問でございますが、災害時における物資の緊急救援輸送等のため、近隣市町におきましても昨年北海道トラック協会等と協定を結ぶなど進めておりまして、当市におきましてもお話をいただきまして、現在協定を結ぶべく進めているところでございます。このほか中空知定住自立圏におきましても構成市町の平常時における相互協力や災害時における相互応援を内容といたしまして、中空知5市5町による協定の締結につきまして、これも現在進めているところでございまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 協定を結ぶ方向だということと進めているということは確認されました。具体的にこれいつごろまでというのは明確にできませんでしょうか。お伺いします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 協定の締結でございますが、トラック協会さんとの協定につきましては今月中に、中空知5市5町による協定につきましては来月7月中にそれぞれ締結する予定で今現在作業を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 トラック協会は今月中、また5市5町でも7月中ということで早い対応をされていると思います。こういった5市5町の相互協力、相互支援、そういった協議しっかりとし

ていただかないと、例えば滝川までしか支援物資が届かないとか、あるいは空知まで来ないとか、そういうこともやっぱり考えられます。被災者に物資をいかに早く、またそのニーズに合わせて届けられるか、そういったことが重要ですので、ぜひこの協定、しっかりと内容精査し、結んでいただきたいと、こう思います。

次の質問に移ります。③、災害時要支援者についてお聞きします。国から福祉避難所の指定、これを求められておりますが、なかなか進まない状況です。一つには公共施設の計画がおくれていたということが挙げられますが、何より要支援者の把握ということが大事だと思います。これについて進んでいるかどうか、また市民の方からは団地などで住民の出入りがわからないといった声も上がっております。このような中で災害時に対応ができるのか心配がされます。介護の問題も先ほどありましたし、避難所の周知の問題もありました。個人情報との関係ということがあるとは思いますが、常日ごろから要支援者の把握と見守り体制を備えておくということ、これが緊急時、災害時にもおくれなく対応できるということにつながると思います。私は、このことは防災担当課だけではなく、関係各課が連携をして、情報の共有とリストの作成をすること、それと町内会とのさらなる連携ということが必要だと考えます。災害時要支援者について対策と現状、また見通しなどをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 災害時要支援者の対策と現状と見通しにつきましてお答えいたします。

福祉避難所につきましては、介護の必要な高齢者や障がい者など一般避難所では生活に支障を来す方が利用することとなりますが、現在市内の福祉施設と協議をしており、その指定につきまして進めているところでございます。このほか災害対策基本法によりまして、高齢者、障がい者等の防災施策において特に配慮を要する方、要配慮のうち災害発生時の避難時に特に支援を要する方の名簿、避難行動

要支援者名簿といいますけれども、この名簿の作成が義務づけられておりますことから、お話のございました名簿につきましては既に作成し、更新しておりますして、消防、警察等の関係機関に提供できるよう高齢者、障がい者等に同意を求め、その作業を進めているところでございます。ただし、この避難行動要支援者名簿につきましては、防災のための名簿となつてございますことから、地域の見守りに活用するためには、他市町の例にもございますとおり、条例等の整備が必要でございますして、お話にございましたとおり、関係各課の連携により取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕福祉避難所の指定についてはもう少しといったところだと思います。どのような場所に要支援者が多いかなどしっかりと協議して、早期に指定まで行っていただきたいと思ひます。また、リストの作成については、できているということで、更新もしているということ、ただ対象者の方の同意を求めているというお話がありました。これは防災のためという答弁だったと思ひますけれども、これちょっと考え方の違いなのかもしれませぬけれども、災害時に素早く対応するためには、先ほども言ひましたが、やはり日常から備えていかなければできないと思ひます。これは、防災だけではなく、社会福祉課や市民生活課、また介護健康推進課など、こういった方々の各課の連携、結束、これが大事ではないでしょうか。菊島市長、議員時代から各課の連携、横の連携を強く求めていたと認識をしております。先ほど条例の整備もお話、答弁の中でありましたけれども、なおさら市長みずから先頭に立って、各課連携を促していただきたいと、こう思ひます。

本日私質問を通して、今の日本の政治においては国と道の施策、こういったものと市民の方々の二一

ズ、こういったものの中には温度差があると、市町村と国は温度差があるのではないかということ明らかにしてきました。赤平市独自で市民の暮らしを守る、助ける、こういったことでできることは積極的にやっていただきたいと。そして、各課で、今言ったように、しっかりと連携をしていただきたい。また、自治体要求などもしっかりと上げていただきたい、こう思ひます。ここは、やはり市長のリーダーシップ、政治力、こういったものが問われると思ひます。もちろん財源の確保も優先順位、これをしっかりと見て、やっていただきたいと思ひます。仕事がある赤平市だからこそ子育て、介護、防災など、安心して暮らせる、また仕事を続けていけるようにサポートをして、安心して働いてもらえる、そういった環境をつくれれば、所得がふえて、消費に回っていくと思ひます。まちのお店を使つてもらつて、まちの活性化を図っていく。私は、これが本当の経済の好循環ではないのかと思ひています。菊島市長にはアベノミクスのような貧困と格差を広げる乱暴な経済政策ではなく、赤平市独自の好循環、こういったものをつくつていただきたいと思ひます。そして、ご自身の公約も振り返つていただいて、ぜひ市政執行をしていていただきたい、このことを申し上げますして、私の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 質問順序2、1、市立病院の医師確保について、2、生活困窮者自立支援制度について、3、高齢者対策について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕通告に従ひ、質問しますので、答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

大綱1、市立病院の医師確保について。①、常勤医師確保に伴う収益等の効果についてであります。市立病院の医師確保については、市長並びに病院関係者において最大限の努力をされていることと思ひます。しかし、高齢化が進み、特に内科医を受診される方が多い状況であると思ひますが、人口の減少になかなか歯どめのかからない本市において、診療

体制の充実と医師の負担軽減はもちろんですが、一方で収益的効果や安定した健全経営を図ることを考えた場合の今後の適正な内科医師の確保と診療体制についてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

医師確保につきましては、自治体病院の使命である地域医療の充実に大きく影響するとともに、特に常勤医師の確保による安定した医療の提供は大変重要なことと考えております。さて、今後の内科医確保の見通しと診療体制及び収益面についてのご質問でございますけれども、まず現状の常勤内科医の状況から申し上げますと、昨年6月の時点では3名体制であり、その時点との比較では現在1名増の4名による診療体制となっております。また、研修医につきましては、昨年同時期での比較では3名から2名と1名減の状況で、さらに今年度から初期臨床研修医の新規募集を停止しましたことから、平成30年度で研修医はゼロという見通しとなっております。なお、現時点における外来及び入院患者数の見込みなどにおける医師の業務量、安定的な診療報酬の確保、加えて救急医療の体制の維持などを踏まえ、内科医については5名体制が適正と考えていますことから、現在5人目の医師着任へ準備を進めるとともに、今後も引き続き医師確保のための情報収集に市と病院が一体となって取り組んでまいります。

以上です。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 今答弁いただきましたが、医師が1名足りないということで、地域枠制度についてちょっとお尋ねいたします。

この制度は平成20年度から北海道が始めたものと承知していますが、医師資格を取得した後に地方への勤務が義務づけられ、実際に勤務した場合は道の修学資金貸付金の返還が免除されるというもので、

本年度から初めて地方に医師を送り出したようですが、この取り組みにより地方の医師不足は今後徐々に解消されていくことが期待されていると思いません。赤平にも割り当てされる可能性など今後の見通しはいかがなのかお尋ねをします。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 地域枠制度についてでありますけれども、ご承知のとおり道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関に勤務しようとする者に対し、道が修学資金を貸し付け、地域医療を担う医師の養成及び確保を図りながら道内における診療提供体制の充実を目的とした制度で、今年度は第1期生の7名が地域勤務を開始したところでございます。道では来年度に第2期生の19名が加わり、その後も年々増加していく予定としておりますし、当院も知事が指定する公的医療機関として位置づけられておりますので、この制度による将来的な医師の配置につきましても期待しているところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 この制度に関しては、ほかの地方も期待していると思えます。いろいろ制約もあるとは思いますが、当市に早目に来ていただけるようにPRなど積極的にしていただき、医師確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、現在非常勤医師により賄われている診療科の医師確保の見通しについてお尋ねします。市民の中には内科にかかりながら同時に眼科や耳鼻科、皮膚科などのほかの診療科にかかる患者さんもいると思えます。こうした患者さんに対しては市内で全ての診療科の診療を受けられる体制づくりが理想ではありますが、医師不足の中ではそれも思うように進めることは困難な状況にあるものと思っております。そういった診療科の診療日が少ないと、一度で受診を済ませられないために何度も通院をしなければならぬことになり、それが原因で市外の病院に通院する患者さんも出てきて、結果として内科

などの患者さんの減少要因になりかねないのではないかと思います。そういった科の常勤医師確保はなかなか難しいと思いますが、せめて診療日をふやしていただくことはできないものかお尋ねいたします。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

当院におけるこれまでの常勤以外の診療科につきましては、整形外科は4月から常勤医1名による診療体制となりましたが、引き続き砂川市立病院から出張医の応援もいただいている状況でございます。また、このほか眼科、耳鼻科、泌尿器科、皮膚科などにつきましては、従来どおり札幌医大や砂川市立病院などからの出張医による診療体制の応援をいただいているところであり、現状においては最大限のご協力をいただいているものと判断しているところでございます。しかしながら、ご指摘のとおり、患者さんの利便性向上のため充実した体制づくりに努め、引き続き関係各位に対し要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 いずれにしましても、患者さんの利便性の向上と健全経営をしていくためには医師を初めとする医療従事者の確保が重要となりますので、常勤医並びに診療日数の増加に向け、今後も引き続き努力を続けていただきたいと思います。市民にとりましては、健康であることが第一であります。患者さんとなって病院にかかる場合には安心して市立病院にかかることができることの評判をいただくことが大事なことだと思います。よく看護師の接遇のことが話題に上がりますが、看護師だけでなく、病院全体として接遇がよくなった、安心して市立病院にかかると患者さんから言われる病院になるようこれからも職員一丸となって努力をしていただきたいと思います。以上でこの質問は終わらせていただきます。

大綱2、生活困窮者自立支援制度について。①、

学習支援事業についてであります。平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、それに伴って厚生労働省の生活困窮者自立支援制度がつけられました。この制度では、生活困窮家庭に対してさまざまな支援を自治体に求めています。その中に学習支援も組み込まれています。都道府県や市など福祉事務所がある901の自治体が任意で実施する事業となっているようですが、北海道では全35市のうち実施をしているのは10市で、本年度から3市が新たに実施するようです。しかし、全体の4割弱しか実施されておらず、残りの22市ではまだ取り組まれておりません。また、町村では道の出先機関の14振興局が事業を行っているようですが、144町村全てに学びの場が設けられておらず、支援が行き渡っていないようです。北海道内で2015年度に学習支援を利用した子供は965人ですが、最も多く利用しているところは札幌市の502人、次いで釧路市の41人、旭川市の39人の順になっています。最も少なかったのが宗谷振興局の2人でした。空知管内の10市のうち学習支援を行っているのは岩見沢市のみで、利用者は16人とのことです。空知管内の14町での利用者は27人でした。対象になり得る子供約2万人に対しての割合は5%程度にすぎなかったようですが、まだ学習支援を行っていない市、あるいは支援が行き渡っていない町村もあり、支援を受けたくても受けられない子供たちもいると思います。そこで、本市においても生活困窮家庭の割合が高いと思われます。経済的な理由など家庭環境における社会的不利益により進学や就職が阻害されるおそれのある子供に対して、全ての子供が将来にわたり自立できる社会の創出のため学習支援事業が必要と思いますが、この件についての考えをお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 学習支援事業についてお答えいたします。

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、就労準備支援事業や住居確保給付金の支給などの支



援を行うことを目的に生活困窮者自立支援法が制定されました。この法律に定められております任意事業の一つとして子供の学習支援事業があり、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援や居場所づくり、療育に関する保護者への助言を行い、貧困の連鎖の防止に努めるものであります。赤平市に住んでいる子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないように必要な環境整備と教育機会均等を図ることは重要なことであることから、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略においても子供塾の開設を重点施策と位置づけ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していけるよう取り組むこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 学習支援事業の委託先や指導者の確保など難しいと思われませんが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略にかかわる高齢者人材バンク事業等の活用を利用するなどして取り組むことも考えていけば、生活困窮世帯の学習環境整備にもつなげていけるのではないのでしょうか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 学習支援事業を実施するに当たり、事業の委託先や子供への指導者を確保する方法としては、議員が言われたように、高齢者人材バンクを活用する方法のほかに夏休みや冬休みの長期休暇を利用して授業を行い、赤平から進学している大学生や高校生に指導してもらうことや江別にある4大学との協定を活用し、そこに通う大学生に指導を依頼する方法なども考えられることから、赤平の子供にとって効率的なものを検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 生活保護世帯や生活困窮世帯の当市の子供たちが健やかに育成され

る環境が整えられるよう、また学習支援事業を広く知っていただけるよう積極的に推進していただくことを要望し、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、大綱3、高齢者対策について。①、運転免許証の返納についてであります。平成26年にも高齢者の運転免許証返納についての先輩議員の質問がありましたが、高齢化が進む中で全国的に高齢ドライバーによる交通事故が多発しております。北海道内においても平成26年4月から昨年末までに人身事故並びに物損事故を1年間に3回以上起こした65歳以上の高齢者が661人おり、そのうち1年間に3回事故を起こしたのは564人、4回は77人、5回は16人、6回以上に至っては4人いたと報道されておりました。道内の高齢ドライバーは右肩上がりにふえ、約72万4,000人と全ての免許証所有者338万人の21.4%を占めていますが、なかなか運転免許証返納が進んでおりません。これに伴い、高齢ドライバーが事故を起こすケースも増加しております。当市においても高齢化が進み、高齢者ドライバーがふえており、大きな事故が起きる危険性があると思われませんが、高齢ドライバーの人数、運転免許証返納者の人数などどれくらいいるのか把握しているのかお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 運転免許証の返納についてお答えいたします。

全国的に高齢ドライバーによる交通事故が相次いでおりますが、アクセルとブレーキを踏み間違えるなど認知機能の低下に気づいていないケースが多く、道警ではこうした高齢ドライバーを対象に訪問指導などを行っておりますが、運転免許証の返納に応じる高齢ドライバーはわずかとこのこととございます。議員ご質問の当市の高齢ドライバーや免許証返納の人数などにつきましては、運転免許証関係の当市所管であります赤歌警察署に照会したところ、昨年末現在とはなりますが、65歳以上のいわゆる高齢ドライバーは1,933人で、ドライバーの総数が6,101人であることから、高齢ドライバーに占める割合は

31.7%となり、道内平均と比較し10ポイントほど高くなっております。免許証返納者につきましては、赤歌警察署で受け付けした件数は平成27年度は29名となっております。今後とも赤歌警察署初め、関係機関と連携しながら交通事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕今お聞きした中で、道内平均と比較しても10%程度割合が高いという話であります。高齢になり、運転免許証の返納を考えてはいるが、公共交通機関が少なく、不便である、足腰が弱くなり、歩けない、生活の足として車が必要との理由で免許証返納に踏み切れない高齢者もおります。2015年に運転免許証を自主返納した高齢者は7,566人で、前年比で52%の増加をしておりますが、返納しているのは代替交通機関が整っている都市部のドライバーが中心であり、地方では移動手段がなくなることを不安視する高齢者が多いため、返納率が低いのが実情です。そのため運転免許証を返納後の移動手段を独自に提供する自治体もふえてきております。補助の内容は各自治体によってさまざまですが、そのことにより運転免許証の返納率が上がり、交通事故減少につながるようになると思われまます。当市にはそのような補助制度はありませんが、今後運転免許返納者に対しての補助を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 運転免許を返納した高齢者に対する補助制度についてでございますが、道内でも高齢者の生活の足を確保しようとする観点から、公共交通網が特に限られている自治体では運転免許を自主返納した人に対し路線バスやタクシーの利用券を交付している自治体もあります。一方、赤平市ではJRや中央バス、民間タクシー会社が営業しているほか、生活協同組合コープさっぽろによる無料買い物バスが運行されており、病院などの公共施設の利用にも開放されていることから、一

定程度の交通手段は確保されていると判断しております。したがって、現状では既存の公共交通機関の減便などの影響や今まで免許を持っていない方との均衡を図ることも考慮しなければならないことから、難しいものと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕今答弁いただきましたが、配偶者や当市に親を残し、不安に思っている家族が運転免許証の返納を勧めてもほかの交通手段では不便と感じているため、運転免許証の返納に踏み切れない高齢者もいると思われまます。返納により外出の機会が減ったり、家に引きこもりがちになってしまうことのないよう補助や交通手段の確保を前向きに考えてほしいと思います。高齢になればなるほど運転の判断、運転動作がおくれ、交通事故のリスクも高くなることから、ぜひとも前向きに検討をしていただき、高齢者が安心して暮らせるような赤平市になるように強く要望いたします。以上でこの質問を終わります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） 質問順序3、1、多世代と交流するオープン型住環境について、2、福祉関係専門職の養成機関設立について、3、炭鉱遺産公園構想について、議席番号9番、御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕通告に基づきまして、質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、多世代と交流するオープン型住環境について。1、1つの住棟で高齢者、障がい者、子育て世帯がともに生活できる混在型公住建設について伺います。本件は、平成22年3月定例会において同僚議員の質問に対する市長答弁に基づき、現在までどのように施策が反映されているかについて伺うものです。現在進めている公営住宅建替事業では、1LDK、2LDK、3LDKと3タイプを混合することにより、子育て世帯から高齢者世帯まで入居可能とし、その他バリアフリー化及びユニバーサルデザ

インを採用することによって1つの住棟で高齢者、障がい者、子育て世帯がともに生活できる混在型公住建設を推進していると思いますが、平成22年度以降建てかえ公営住宅のうち1LDK、2LDK、3LDKと3タイプを混合する混在型公住の戸数及び高齢者、障がい者、子育て世帯別に入居状況をお伺いしたい。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 混在型住宅の現況についてお答えをさせていただきます。

本市の公的住宅の整備につきましては、これまで住宅マスタープラン等に基づき、集約建替事業を中心に進め、そして平成27年度からは新たな計画である住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画を基本に計画的な建てかえや改善、修繕により良質な住宅ストックの形成とともに、持続可能な都市経営の観点から人口規模に見合った適正な管理戸数を目指しております。ご質問の平成22年度以降の公的住宅の建設状況でございますが、福栄団地と茂尻第一団地の2団地の建替事業を実施しております。茂尻第一団地につきましては、移転対象者の意向などを考慮した中で、1号棟、2号棟は1LDKから3LDKのタイプを設けており、そのほかは2LDK、3LDKのタイプとなっております。建設戸数につきましては両団地合わせ7棟68戸で、高齢者等の入居状況は、一部重複してはおりますが、高齢者世帯が45世帯、障がい者世帯が17世帯、子育て世帯が3世帯となっております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君） [登壇] ただいま68戸中高齢者が45世帯、障がい者が17世帯、子育て世帯は3世帯、このバランスがいいのかどうかということも今後検討していきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。高齢者、障がい者、子育て世帯がともに生活できる混在型公住とシルバーハウジングの併設について伺います。シルバーハウジングは、バリアフリー化された住環境で、

ライフサポートアドバイザーが生活相談や安否の確認、緊急時対応をする公営住宅とされていますが、当市が高齢化社会をたくましく生き抜いていくためには自助、共助、公助のバランスは必要不可欠と思われると思います。シルバーハウジングでの多様な共助を構築させていくために1つの住棟において高齢世帯、障がい者世帯、子育て世帯を交えた共助を可能とする混在型公住との併設による新たな住環境づくりに着手してはと思います。混在型公住とシルバーハウジングの併設について考えを伺いたい。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 混在型住宅とシルバーハウジングの併設についてお答えをさせていただきます。

本市のシルバーハウジングは、公営住宅に住む高齢者が増加する中、高齢単身及び高齢夫婦の自立した生活が長く続けられるよう昭和63年度に策定したシルバーハウジングプロジェクト計画により実施されたもので、現在市内には日の出、青葉、幸、新光の4団地132戸のシルバーハウジングが整備されております。シルバーハウジングには生活援助員が生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事支援などを行っておりますが、入居者の生活支援全てを行うわけではありませんので、入居者同士や近隣住民との助け合いも生活を維持する上では重要なことでもあります。議員ご提案の多様な世帯とが混在したシルバーハウジングの建設につきましては、入居者同士の共助を図る上では効果的な方法であると思われませんが、一方1つの住棟に多様な世帯が入居することは、ライフスタイルの違いから生活音や除雪の時間等に関する入居者間におけるトラブルの相談が寄せられている現状もあり、特にシルバーハウジングでは一般の公営住宅とは入居者の状況も異なりますので、検討を要するものと思われれます。また、新たな住棟の建設は公営住宅等長寿命化計画に基づき現在進めております建替事業等との整合性から難しい状況にあると思われれますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕私の質問の趣旨は、今後シルバーハウジングを新設する場合に既存施設から進化した新しいタイプの可能性について質問しているわけです。その中で多様な共助を期待していけるのではないかとということで質問させてもらっています。

それでは、次の質問に移ります。3、今後のシルバーハウジングの建設について伺います。赤平市は65歳以上の人口比率は全国平均をはるかに超えており、急速な少子高齢化が進んでいるところから、高齢者、障がい者等が安全、安心して自立した生活ができる住宅と住環境整備の一環としてシルバーハウジング日の出ハイツ、青葉ハイツ、幸ハイツ、新光ハイツと順次4団地132戸を建設してきております。高齢化が着実に進む過渡で、生活相談や安否の確認、緊急時対応を備えた高齢者住宅行政は多くの高齢者にとって安心、安全の面で行政の温かい配慮に触れる機会でもあり、長い人生の中で避けて通れない大切な通過点でもあります。シルバーハウジングに入居していない高齢者に対する安心、安全なシステムがどう機能しているのかについても同様に問われるものと思いますが、事細かく対応されていると思います。一方、平成26年度策定住生活基本計画では、総合的な高齢者住宅対策の充実を主要な課題としており、シルバーハウジングの入居率は99.3%、おおむね100%ということは空戸がないことにより需要が逼迫しているということを懸念するところであります。現在までのところ、シルバーハウジングは茂尻地区は空白地区となっており、次はぜひ茂尻にと建設を願う声が地域内で起きております。今まで茂尻地区で生活してきた高齢者が住みなれた地域から離れて、各地区のシルバーハウジングに入所してきたことをネガティブに捉えているわけではありません。茂尻地区は、雄別茂尻炭鉱閉山後商業をなりわいとする方々は商圏内人口の減少に耐え、必死に頑張っております。高齢者が施設入所等によって茂尻から流出し、じわじわと商売にも影響は出てくるの

だろうなと心配しつつ、いずれ茂尻に同様施設が建設される時は懐かしい顔ぶれが戻ってくることを期待して、なぜいつも茂尻が開発から取り残されているのか疑念を持ちながらじっと我慢をしているのです。平岸が最後で、あとは新設しませんというのではなく、早急にシルバーハウジングの検討についてご検討いただきたく、考えを賜りたい。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 今後のシルバーハウジングの建設についてお答えをさせていただきます。

本市には若木町から平岸にかけ4地区にシルバーハウジングが整備されております。新たな建設については、住民の高齢化等により建設要望が多い現状は理解いたしますが、道内においても整備水準が高い状況にあることや建設費用、その後の管理費用、建てかえ移転対象者に与える影響、また本市は公的住宅依存度が高いことなど検討しなければならない課題も多くあります。そのようなことから、本市の住生活基本計画においては住宅施策の4つの目標の一つとして高齢者、障がい者等が安全、安心して生活できる住環境の整備を掲げており、モバイル型の緊急通報システムの普及やシルバーハウジングでのコミュニティ活動の充実のほか、サービスつき高齢者向け住宅など民間の高齢者向け賃貸住宅の建設促進支援等を展開方向としております。また、総合戦略においては、高齢者が生きがいを持って、安心して生活できるプラチナ社会の形成を一つの基本目標とし、医療の周辺地域にサービスつき高齢者向け住宅、介護施設等を整備し、3世代交流や健康づくり事業などを実施し、都市部からの移住促進、若者の雇用拡大を図る赤平版C C R C構想の実現を重点施策としておりますので、ご理解いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕ただいま建設要望が多い現状は理解できるが、赤平市は道内での整備水準が高い、建設費用とその後の管理費用、建てかえ移転対象者に与える影響、公的住宅依存度が高

いことを理由として難しいとの回答でした。まず、建てかえ移転者に与える影響はどのようなことでしょうか。新たにシルバーハウジングを建設できない決定的理由として建てかえ移転者に与えるどのような影響があるのでしょうか。伺います。

次に、整備水準が高い、建設費用とその後の管理費用、公的住宅依存度が高いという理由は、日の出ハイツを建設するときから新光ハイツを建設するときまでずっとついて回った厚い障壁だと思います。確かに困難だったけれども、乗り越えてきた障壁をこのたびはできませんという理由で納得していただきたいのでしょうか。伺います。

高齢化による建設要望が多い現状は理解しているが、新たな整備は難しいということですが、行政需要に対してしっかり向き合い、応えていく誠意が見受けられません。実際にシルバーハウジングの新設が困難であるなら、せめて日常生活を送る上で安全、安心を危惧する高齢者に対して安否の確認や緊急時対応だけでもしなければならぬと思いますが、どのように検討は進められているかについて伺います。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） お答えをさせていただきます。

平成22年度以降公的住宅の建替事業は、福栄団地と茂尻第一団地を行ってまいりましたが、財政事情から1年1棟の建設で進めてまいりました。茂尻第一団地の建設が昨年で完了し、今後吉野団地の建てかえを進めていくこととなりますが、今後予定されている大型事業などもあり、これまで同様1年1棟の建設計画となっております。単年で複数棟の建設が困難な状況から、新たな住宅の建設となった場合は現在進めている事業の進捗に影響が出てくることとなります。また、公的住宅依存度が高いことは以前からの問題であります。今後進んでいく人口減少等を考慮し、持続可能な都市経営の観点から人口規模に見合った良質な公的住宅のストックの形成が求められておりますので、ご理解をいただきたくお

願いを申し上げます。

以上です。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 ただいま答弁に対する疑問点を示しながら再答弁をしていただきましたが、到底納得のいくものではありません。私は、シルバーハウジングという制度にこだわるつもりではありませんが、高齢者の安全、安心のために実施した新制度に過不足が出てきたときは修正、補完したり、発展的に別制度に乗りかえることはよくあることだと思います。それは、行政の連続性を断ち切るということではありません。需要があるにもかかわらず、制度の役割を終えたことにして、いつの間にか性格の異なる別の施策と置きかえるなどということはあってはならないことです。私は、このたびの答弁を持ち帰って、地域の皆さんにも報告し、今後の進め方について相談しようと思ひますし、今後の定例会において引き続き質問をしまひます。このたびはこれでこの質問を終わらせていただきます。

大綱2、福祉関係専門職の養成機関設立についてです。赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の高齢者が生きがいを持って、安心して生活できるプラチナ社会の形成の項で、介護サービス施設専門職の養成は重点施策となっております。現在高齢化が進んでいる中、当市の4月末登録人口は1万924人となっており、高齢化率は人口の約44%と推定され、約4,800人となります。このような状況で当市の要介護認定者は高齢者人口の20%前後でこれまでは推移してきております。約960人前後となります。介護認定者のうち平成27年度末で約500の方が介護サービスを受けている状況にあります。しかし、市内における介護サービスを提供する施設、事業所の6施設、愛真ホーム、エルムハイツ、博寿苑、のぞみの里、みなみ、社会福祉協議会においては、介護支援資格者及び介護従事者が慢性的に不足しており、単一施設において介護職員の採用確保は努力の限界を超えている現状にあります。そこで、私は国、道による

支援策、他市町村の先進例等も調査、検討の上、行政を中心として市内の介護施設、事業所関係者、社会福祉協議会などによる（仮称）介護職養成機関設立検討協議会を組織し、資格取得と介護サービスのスキルアップに応える養成機関の開設を目指すことが急務と考えますが、本件に対する考えをお伺いします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

介護等のサービスを提供する施設や事業所におきましては、どこの施設や事業所におきましても人手不足となっており、人材の確保に大変苦慮しているところでもあります。施設を運営していくためにはさまざまな資格を有する職員の確保が必要とされ、特に介護施設の入所者に直接接する介護職員につきましては、重労働でありながら給与が低いとされていることから、人材の確保には大変苦勞している状況にあります。介護職員として従事するには必ずしも介護福祉士等の資格を有する必要はありませんが、働いていく中で資格取得を目指す者への支援や資格取得による専門性の向上、スキルアップを図る姿勢へ継続的に支援していくことも重要であり、より優秀な人材の確保や今いる従業員の離職を防いでいくためには給与の引き上げ等による処遇の改善や安定した労働力として長く就業意欲を維持できるような工夫を行うことも重要と考えます。

介護職養成機関設立検討協議会の設立をとのご質問ですが、現在全国的に養成校に進学する人材が不足しており、廃止に追い込まれる学校もあり、道内におきましても学生の確保がままならない状況でありますことから、新たな養成機関の設立は資金、施設、人材確保等の非常に高いハードルがあり、困難な状況にあると思っておりますが、こういった方策が可能なのか事業所や関係機関と検討してみたいと思っております。また、既存の養成校に進学する学生に対し、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略の中の奨学資金の貸付金返還金の免除や市内企業等

就職者への助成制度の活用を養成校などに周知し、新卒者の確保につなげていければと考えております。また、以前は社会福祉協議会によりヘルパー養成研修を行い、講師として市の職員の派遣や実技実習の場の提供等の支援を行ってまいりましたが、受講者の確保が困難になったことから、中止しているところでもありますが、人材確保やスキルアップの一助となる機会をつくっていくためにも今後の開催について協議していきたいと思っております。

高齢化が進み、介護支援を必要とする高齢者がふえていくことが予想される中で、ますます介護従事者が必要とされていくことから、国には従事者の労働に見合った報酬が支払われ、魅力ある職場となるよう引き続き介護報酬の見直しを求めていく要請を市長会等を通じて行ってまいります。また、介護支援を必要とせず、在宅で末永く暮らしていける元気な高齢者を育ていくため介護予防や健康づくりにも引き続き力を注いでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕ただいま関係事業所、関係機関と方策を検討するという答弁がありましたので、今後に期待したいと思います。

それでは、大綱3、炭鉱遺産公園構想について。炭鉱遺産公園構想策定資料のうち市民の参加を促す吸引力ある場づくりについてとあります。まず、第1にこの機会に敷地内に桜の植樹をすることで一定の貢献をしたいという市民の声が私のところに届いています。これらについて受け入れる余裕はあるのでしょうか。伺います。

②で、火まつりとあわせて来赤を希望する東京赤平会の皆さんに桜の植樹のようなテーマを提示してはどうか。東京赤平会の皆さんで当面来赤の予定がなくても公園整備に協力された方が将来の来赤を楽しむにできるようなテーマに絞ってお願いしてはどうでしょうか。

③、札幌居住赤平出身者の将来の立ち寄りのきつ

かけづくりとしても札幌赤平会設立を検討してはどうか伺います。

○議長（北市勲君） 企画調整課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 炭鉱遺産公園構想についてお答えをさせていただきます。

本年1月に完成した赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で炭鉱遺産公園整備を重点施策として位置づけまして、ズリ山展望広場周辺から旧住友炭鉱立坑やぐら周辺までの区域を活用するために既に立坑やぐら、事務所、浴場並びに自走枠工場の建物の無償譲渡や土地の借り上げに関しまして、本年3月31日付で市と民間所有者の間で合意書を交わしているところであります。6月中に本契約を締結したいというふうに考えております。また、炭鉱遺産公園の基本構想を作成するため既に有識者や市民団体、行政と意見交換を行っておりますが、6月中にNPO炭鉱の記憶推進事業団の理事長並びに常務理事の有識者、また赤平コミュニティガイドクラブTANtAn、行政関係各課の職員で赤平市炭鉱遺産活用検討協議会を発足いたしまして、市民説明会を経て、遅くとも本年度内には構想を取りまとめたという予定になっております。そこで、桜の植樹を行うことで貢献したいという市民の声が届いているとお話でございますが、大変ありがたいことでもあります。既にあかびら創生基金に対する複数の企業や市民の方々から寄附金をいただいておりますが、こうした寄附金に限らず、植樹のご協力につきましても地方創生はオール赤平で取り組むといった趣旨に合致するものでございまして、ぜひとも基本構想の中で効果的な活用方法につきましても検討させていただきたいと思っております。また、植樹や植花などに関しましては、参加型の事業展開をしていただくことで炭鉱遺産公園へ再度訪れ、愛着心を育むきっかけとなると思いますので、市民に限らず、東京赤平会のように赤平市にゆかりのある方や関心をお持ちの方などにも参加をいただけるような取り組み方法を検討してまいります。

さらに、札幌赤平会の結成に関しましては、確か

に年齢を問わず当市からの転出先として最も多いのは札幌市だと思っております。しかし、こうした団体を結成するには、個人情報等が制約される時代の中で、行政だけではなく、各年齢層単位での協力体制を構築する必要がございまして、そのための準備期間も要するということから、すぐに結成というふうにはなりません。目的や想定される事業、体制づくりなどについて検討してまいります。いずれにいたしましても、市民を初め、赤平を応援していただける皆様のお力添えをいただきながら地方創生を推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕非常に前向きな答弁で、ありがとうございます。私もこれらのことについて協力していきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、市有地の活用について、2、P D C Aサイクルについて、議席番号6番、向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

初めに、大綱の1、市有地の活用について質問させていただきます。①、公会計制度における市有地の評価についてであります。もうじき公会計制度が導入されますが、会計のあり方を企業会計や世界基準の会計システムに近づけることで他との比較や財務内容がわかりやすくなることを目的としております。もちろん企業と自治体の財務運営や会計が同じになるわけではありませんが、財産の運用や負債の内容など、多くの人がわかりやすく比較、検討することができやすくなります。その点では市の財産

台帳の整備から始まるようではありますが、財産の適正な評価というのが必要であります。現在進められている土地などの資産評価はどのような方法でなされるのかお聞きいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 公会計制度における市有地の評価についてお答えさせていただきます。

国からの通知に基づき、平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を導入することとし、昨年度から固定資産台帳含めて財務処理の整備を進めているところであります。そこで、本市としての市有地の評価につきましては、評価方法の選択に当たって精度の高い評価方法を採用することが望まれますが、時間的制約等があることから、評価の精度を維持しつつ簡便な評価方法を採用することとして、国からの資産評価及び固定資産台帳整備の手引きに基づき固定資産税概要調書による地目別平均単価を採用し、評価を行っているところであります。今後は財務会計システムなど関連システムの対応などを進め、国から要請のありました平成29年度までに財務処理の作成を完成するよう着実に準備を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 公会計上の適正な評価といいますけれども、この適正という言葉の上では適正というのは聞こえがいいのですが、現実には非常に難しい内容でありまして、固定資産税に使う評価をもとにするということではありますが、土地の評価というのは毎年出される全国の路線価格だとか直近の売買時価額、また鑑定士による価格評価、企業などは取得時の簿価だとか、最近の企業会計では資産評価を簿価でなく時価評価し、その増減を損益にも反映させなさいというような方向になってきております。市の土地評価も今後公開されることとなりますけれども、市有地の評価について、今後そ

れをもとに市有地の活用を図るときの指標となつて、売買価格だとか貸し付けの価格を決める際の基準になることが求められますので、民間取引にまで影響がありますので、乖離のないようお願いしたいし、今後も、今簡便な方法で国の定める基準によるということがありますが、精度の高い評価に向けて、検討されたいということをお願いしたいというふうに思っております。

次に、②の遊休地の活用計画についてお伺ひしたいと思ひます。4月に赤平市の公共施設等総合管理計画が出されましたけれども、施設に付随する土地は計画が策定されているようでありますが、そのほかの公営住宅の跡地や現在利用されていない市有地部分の活用計画も策定されるべきではないかと思ひます。都市計画でそれぞれの用途が定められていると思ひますけれども、将来的に利用する予定のないところは未利用地の不要財産と言うべきではないでしょうか。そのようなところは積極的に公開し、民間利用などを図るべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 遊休地の活用計画についてお答えをさせていただきます。

人口減少や少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応したこれからの公共施設全般の基本方針を定める赤平市公共施設等総合管理計画を本年4月に策定したところでありますが、本年度に赤平市小中学校適正配置計画の変更について協議されるため、その結果をもとに本計画の完成版とさせていただきますと考えております。そこで、本計画の中では施設用途別の基本方針で定められていない遊休公共施設並びに遊休地につきましては、基本的には売却を目指すととなっております。なお、売却に当たっては不動産鑑定手数料の経費なども要するために情勢を見きわめながら検討してまいりたいと思ひますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 これ遊休不要財



産という位置づけになれば基本的には売却で処理ということで進められるということでありまして、本年で公共施設総合管理計画の終了ということでもあります、施設以外の遊休地についても検討されるということでもありますので、了解いたしました。

その点について、今度今まで進められてきた経過についてお伺いいたしたいというふうに思っています。③の遊休地の売却、貸与などについてお伺いしたいと思います。今まで売却、貸与された市有地について、それぞれ個別に協議されたのか、何らかのルールに基づいてなされたのかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 市有地の売却、貸与等についてお答えいたします。

売却につきましては、その土地の用途地域をお示しさせていただきまして、都市計画上の用途に適したものでなければならないことをご理解いただいていることを前提といたしまして売買契約を結ばさせていただいておりますし、貸与につきましても申し込まれるときにどのような利用されるのか伺った上で、住民の福祉に反さない限り、使用目的、貸付期間、貸付料、使用上の制限など契約書に記載いたしまして、契約を取り交わしているところでございまして、遊休財産につきましては売却、貸し付けなど有効に活用するなど固有財産の適正かつ効率的な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕市の土地については利用計画というのは基本的に企画財政ということになるでしょうし、売買や使用の契約は総務課、利用されている間はそれぞれ教育委員会、建設、農政課、商工労政だとか、それぞれの所轄する課に分かれているようではありますが、それぞれ不要になりかけるとかその計画から外れていくとか、そういう未利用地の土地はやはりそれを不要財産としてどう

処理をするかということが先ほどの公共施設総合管理計画をつくられたような協議会なり委員会なりに付託して、処理を迅速にするということが必要でないかというふうに思っております。不要財産にするかしないかというのが今利用している各課に委ねてはやはりちょっとスピード感に欠けていくのではないかというふうに思いますので、そう考えますので、検討させていただきたいというふうに思います。

関連しまして、次に④の都市計画の見直しについてでありますけれども、総合戦略と赤平市都市計画マスタープランとの整合性を図るためにも早い時期に都市計画の見直しを図るべきではないかというふうに思っています。かつてのように地域が発展、拡大していくときは都市計画の1つの網というのが非常に有効に活用していくのですけれども、現在の赤平の人口の動向だとかを見ますときに新たな視点から都市計画が必要ではないかというふうに思っております。現在住宅地や未利用地に自然エネルギーの活用が散見されておりますけれども、都市計画との整合性だとか地域住民などの理解が求められていくのではないかというふうに思っております。今後民間活用を進めて、赤平の活性化に大きく寄与するものと思いますので、今後の市のあり方、コンパクトなまちづくりを示すためにも現在の計画を見直すべきではないかと思うのですが、いかがお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 都市計画の見直しについてお答えをさせていただきます。

近年は急速な人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化が生じてきており、都市計画においても拡散型の都市構造が収束し、今後のあり方として機能集約型の都市を目指すコンパクトなまちづくりへの対応が求められております。用途地域制度は、都市計画地域、地区の中で必要最小限の基礎的な土地利用規制の単位である都市全体にわたる住居、商業、工業、その他の都市機能の配置を都市計画として定

め、混在を防止することを目的としており、本市の現在の用途地域は平成14年度に最終の見直しを行ったものであります。用途地域の見直しに当たっては、本市の総合戦略において雇用の確保、地場産業の振興など、さまざまな施策で持続可能な地域社会の構築を目指していることから、企業誘致や住宅建設地などに向けた遊休市有地の有効活用も考慮しなければなりません、住居系、商業系、工業系の用途地域の変更は都市構造に大きな影響を与えますことから、赤平市総合計画、北海道が策定する整備、開発及び保全の方針、赤平市都市計画マスタープランとの整合が必要となってまいります。そのようなことから、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿を定める都市計画マスタープランの次期計画の見直しを本市総合計画との整合性から平成30年度に実施する予定でありますので、あわせて用途地域の見直しも行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕現在の都市計画が14年度に立てられたということでありまして、30年度に見直しをしたいとのことではありますが、やはり今はスピード感が求められておりますので、30年度に改正されるならば、そろそろ準備を始める時期ではないかというふうに思っておりますし、市民だとか、広範なさまざまな意見を取り入れるためには早目にスタートするのがいいのではないかというふうに思っております。いずれの大綱の1の質問については、大きな市有地の活用ということ、不要遊休地の取り扱いが主ですけれども、まちの活性化を図るためには遊休地、市有地をいかに民間活用させて、活性化を図るかということがやはり大事なことではないかというふうに思いますので、よろしく今後も検討されるよう要望いたします。

次に、大綱の2のP D C Aサイクルについてであります。これP D C Aサイクル、目的達成のための計画、プラン、計画の実行、ドゥー、実行したこと

による結果の評価、チェック、よりよい結果を出すための計画の改善、アクトの4つの行程を繰り返すことによって業務改善をして、効率化するということが一つの目的で、最近民間企業からいろんな事業に取り入れられて進められておりますけれども、今回の赤平市の総合戦略にもこれがうたわれて、きちっと検証しながら進めるということではありますが、市政において事業の目的を定めて、計画がつくられ、実行するための予算が組まれる。その部分をまた議会が審議して、承認して、事業がスタートするわけではありますが、事業の結果の評価の取りまとめであるとか、よりよい結果を出すための改善計画などを検討する部分が少し欠けているのではないかなというふうに思います。P D C Aサイクルの本来の運用からすれば、それぞれの部分がもっとオープンにされ、広範な意見を取り入れる仕組みでなければならぬような気がいたします。現在実際に教育委員会では、毎年事務の管理及び執行の状況についてみずから点検及び評価を行って、公表しております。さらに、第三者の知見も取り入れるということで、客観的な評価がなされているのではないかなというふうに思っております。これは法律に基づいて議会に報告しなさいということになっておりますので、このような姿勢があるかと思っておりますけれども、このことが市民とともにまちづくりをするということに非常に大事なことはないかなというふうに思っております。全ての事業に取り入れることは困難にしても、客観的な評価を取り入れることができればと思いますが、どのようにお考えか、事業についてのP D C Aサイクルを取り入れる考えについてお伺いしたいと思っております。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） P D C Aサイクルについてお答えさせていただきます。

本年1月に策定した赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略、これにつきましては市民代表者などで構成する総合戦略会議並びにみらい部会において評価、改善等のP D C Aサイクルを導入することとな

っておりまして、行政内におきましてもこれまでの総合戦略策定組織から変更し、本年5月1日に赤平市しごと・ひと・まち創生推進本部を発足し、本組織の中には4つの基本目標に合わせた専門部会及びワーキンググループを設置しており、PDCAサイクルによる協議を行うこととなっております。また、戦略会議等によりPDCAサイクルによる結果につきましては、市民の皆様を初め、公表するということになっております。このように市政や行政全般にわたる重要施策に関するものにつきましては、組織体制の中でPDCAサイクルを含めた作業を進めてまいります。個々の分野における内容につきましては各課、各係自身が常にこのPDCAサイクルなどを念頭に置いて業務に当たっていると思いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 この事業評価という部分については、議会では市の事業について予算、決算では財政的な部分が主でありますし、このような一般質問の中で機会があるわけですが、少ない議員の中では全てを網羅できるということはほとんど不可能ではないかと思えますし、執行される側からのやはり事業評価がなされるべきではないかというふうに思っております。最終的には市の財政をいかに効率的に使われるかでありまして、PDCAサイクルの導入が事業仕分けのためではなく、市の財政が公会計の導入によって一般会計のようにわかりやすくなりますが、この損益の部分でいきますと財政を使って経費があるわけで、それに応じて利益が生じるという部分は企業とは違ってわかりづらいのですけれども、このPDCAサイクルによって市民の福祉の向上、生活の向上だとか、赤平の活性化というのが利益の部分につながるわけで、それを最大限に発揮するということの評価はやはりされるべきでないかなというふうに思います。それを検討していきたいと思います。

以上で私の今回の質問を終わりたいと思います。

ご答弁ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序5、1、当市の経済政策と産業活性化のあり方について、2、炭鉱遺産構想と赤平炭鉱立坑権取得について、3、除雪費助成制度におけるきめ細やかな対応について、4、超高齢化社会における対策について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問を行いますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、当市の経済政策と産業活性化のあり方についてであります。安倍政権の経済政策はアベノミクスではなく、アベコベノミクスとまで揶揄されており、金融緩和、財政出動、成長戦略の3本の矢に限界論が指摘される中で、社会の矛盾やジレンマの意味でアベパラドックスという造語まで出ており、自信を持って始動した経済政策も効果があらわれず、10%の消費税増税も2年半の先送りとなりました。最近の新聞報道にて、企業の利益格差が最大となり、3年で倍の19兆円に、大手に恩恵、中小に打撃との見出しが目に入りました。日本経済は、依然として低迷している状況にあります。消費増税先送りにより収入源が不足すると、国家予算全体に影響してきます。特に福祉政策は今後後退することが懸念され、道内の経済状況も低調さみの中で、2015年度北海道の貿易収支は445億円の赤字とのことでございます。そのような状況下で当市の今後の経済政策の行方や産業の活性化はどうすべきなのか。基本的には赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づくものであります。具体的にはどのような考え方で産業全体に、また各企業への活性化策を進めていくのか伺いたいと思います。

①、企業への具体的支援について。国の示す総合戦略の名称、「まち・ひと・しごと」を総合戦略会議の議論の中から当市での名称はものづくりのまちを重視した「しごと・ひと・まち」となりました。当市は、赤平市創生戦略の最重要課題に人口減少対策、言い換えれば人口確保対策を挙げております。

その柱となるのは、産業の活性化、特に地元企業の育成であり、それに関連する住宅施策、子育て支援策を位置づけております。移住、定住促進政策については総合戦略会議や議会の議論の中から助成措置等も充実し、環境整備が進められ、子育て支援策もみらい部会からの意見や提言、議会の議論も踏まえ、具体的に進められているかに見えますが、基本となる産業の活性化、企業支援についての具体策についてどのように進められていくのでしょうか。私は、今までに将来の企業支援には人材育成が何よりとの考え方をこの場で訴えてきました。しかし、行政として今後どのような形で産業支援、企業支援を進めていくのか現段階での具体的な考え方があれば伺いたいと思います。現在までに起業支援事業や新規就労者助成事業、人材育成・定住促進奨学金制度ができましたが、他の自治体にも同様のアイデアがそれぞれに発表されてきております。現在当市において赤平高校がなくなったことのデメリットは非常に大きく、このことをカバーするためには全ての基準を見直すとか助成額をふやすとかのさらなる支援対策の検討も必要ではないかと私は考えておりますが、いかがなことでしょう。あわせてお尋ねいたします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 企業への具体的支援についてお答えをいたします。

このたび策定いたしました赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、赤平市の人口減少対策に向けた最大の強みは優良企業が市内に存在し、働く場があるということであり、その強みを生かし、仕事が人を呼び込み、定着し、魅力あるまちを形成するため仕事の優先性を生かした総合戦略となっており、地元産業の強みを生かした雇用確保と地域産業の振興について平成27年度から31年度までの5年間で各施策を図るとなっております。具体的な施策といたしましては、各企業に聞き取りを行った結果、働く場はあるものの、人材の確保に苦慮されている実情にあるということから、赤平の企業を紹介した情報誌の発行や各企業のインターンシップ

の受け入れ、近隣の高校への合同企業説明会の実施など、雇用の確保に努めることとしており、おのおの実施に向け、既に動き出しをしているところであります。議員がおっしゃりました企業への支援ということにつきましては、既に企業振興促進条例による設備投資に対して投資額に対する助成、雇用に対する助成、課税免除について制度設計をしているほか、中小企業融資条例による運転資金や設備資金の融資、保証料の補給、利子補給につきましても運用をしております。また、起業支援事業や新規就労者助成事業、定住促進奨学金制度につきましては、しごと・ひと・まち総合戦略において今年度より新たに始まった施策でございます。まさに今動き出しが始まったばかりでありますので、今後予定しております創生戦略会議の中でPDCAサイクルにより検証してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今の説明によりまして、新しい取り組み、これについてはいろいろと実施に移されているということでございますので、この点については理解していきたいと思っております。

続きまして、平成16年度の当市の製造品出荷額は242億1,489万円で、空知において2番目の出荷額でありましたが、平成26年度は214億8,583万円となり、岩見沢市、砂川市、奈井江町に次いで4番目までに大きく出荷順位を落としております。この10年の間に大幅に出荷額を落としたその原因を企業や行政ではどのように分析しているのでしょうか。伺いたいと思います。

また、経済低迷の道内において、この空知の中で現在の出荷額を維持し、さらに順位を引き上げるには企業自身の努力に加え、行政からの抜本的な対策が必要かと思っております。先日の議会運営委員会の意見書案採択における最低賃金引き上げの審議では、この意見書案が否決となりました。恐らく本会議でも否決されることになることではないでしょうか。国の経済政策

における地方の賃金格差のひずみの影響でしょうか。当市の各企業の経済体力では最低賃金の引き上げは無理との考え方が根底にあります。過去には炭鉱のまちとして、現在はものづくりのまちを自負している当市において、いかに企業の体力が今低下しているかという議会での一つの判断ではあります。当市の将来の経済力を考えたとき企業間連携は必然ではありますが、行政も企業の中に入り、一体となつての取り組みが必要になってくるのではないのでしょうか。場合によっては十分な資金対策も含めた検討が必要かとも思います。製造品出荷額向上への総合的な取り組みについての考え方があれば示していただければと思います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 製造品出荷額につきましては、平成16年以降に企業の撤退ですとか、リーマンショックによる世界経済の大幅な景気後退、また東日本大震災等による消費の減少等により、平成23年には製造品出荷額が181億6,000万まで落ち込みましたが、各企業における企業努力や産炭地基金の新産業の取り崩しによる設備投資の支援、また企業振興促進条例による支援の拡充を図りながら出荷額の回復に努め、平成26年では214億8,000万円まで回復をしているところであります。いずれにいたしましても、地場産業の安定した経営が製造品出荷額を維持し、地域経済の発展の足がかりとなりますので、今後とも各企業との連絡を密にし、生の声をお聞きしながら各制度等のあり方につきまして検証をしてみたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 取り組みについても理解するところでありますが、出荷額が落ち込んだ原因については私も今聞いて、理解するところでありますけれども、経済不況の同じ条件下で当市だけが落ち込んだのは製品の需要動向の変化や物流の変化等もあつたのではと私なりに分析しているところでございます。数多い各企業の体質、体力を強

化し、企業全体の出荷額の底上げを図る知恵や強力な財政支援が必要かと思えます。かつては産炭地基金の活用もできましたが、現在はなくなりました。新たな独自の財源が必要かと思えます。近隣自治体との連携強化に加え、道庁や空知総合振興局との連携等はいかがでしょうか。市長が先頭に立ってのトップセールスも必要でありましょう。行動力のある市長に期待したいと思うところでございますが、いかがなことでしょうか。市長からの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 中小企業者、あるいは小規模事業者等につきましては、厳しさを増す外部環境を生き抜くべくさまざまな課題に取り組んでおります。このような中小企業、小規模事業者を支援するべく当市におきましてはさまざまな支援策を展開しておりますけれども、道や国におきましても予算や税制などさまざまな支援策を用意しておりますが、制度の内容について、これを各企業が把握し切れていないという状況があるかもしれませんので、国や道と連携を図り、各制度の情報提供に努め、近隣自治体との連携につきましても情報共有を図りながら連携について検討してまいります。また、市だけでは、財政状況も勘案し、全ての支援制度を網羅できない部分がありますので、支援制度がそろっていない部分につきましては国や道が補完し、支援するといった連携を行うことによりまして、各企業の要望に応えていくことが必要であります。私自身もそのような制度が必要な場合につきましては、トップセールスとして国や道に働きかけをしてみたいというふうに思っていますし、地場企業の安定した経営が大前提でありますので、各企業の要望を把握しまして、本社等にも働きかけをさせていただきながら市と企業がスクラムを組んで産業の活性化に努めてみたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、いかなる企業も赤平から撤退をしてはいけない、撤退はさせてはいけないという強い信念を持って私は市政に当たっているつもりでお

ります。本社のセールスも含めまして、国、道との情報を共有いたしまして、商工会議所や企業の方々と連携を密にし、努力をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまのお話の中で1つ気になるのは、企業がやはりそういういろんな法律を把握していない。これは本当にもったいないなと、こういうふうに思いますので、これはやはり企業の中に入り込んで、調べて、いろいろと連携をとっていく必要があるかなと、こんなふうに思います。菊島市長におかれましては、赤平商工会議所の出身でもありまして、道内の経済界にも通じていることとございます。中央にも人脈がおありのようですので、トップセールスマンとしては最適者かと思っておりますので、ぜひ当市のためにご奮闘いただきたいと願うところでございます。

②、財政調整基金の活用についてであります。総合戦略会議や総合5カ年計画の中で最大の政策課題は人口確保対策であります。経済政策においては産業の活性化が最重要課題であり、さきに述べましたように、今後における予算には各企業のさらなる体力強化のための抜本的財政措置が必要と考えております。かつては産炭地基金が存在しており、市内企業の活性化に大きく貢献してまいりましたが、今はその基金もありません。それにかわる資金対策が必要ではないのでしょうか。堅実財政の反面、将来にわたっての先行投資も必要かと思われまして、そのためには財政調整基金の活用も視野に入れる必要もあるかと思うところでございます。現在の財政調整基金は高尾前市長の血と汗の貴重な遺産となったわけではあります。将来の赤平市のために利用されるのであれば許されることではないでしょうか。いかがなことでしょうか。お伺いいたします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 財政調整基金の活用についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、各企業への聞き取りの中で雇用の確保が困難になってきていることから、総合戦略の中でも重点施策として位置づけをしており、また前回の議会の中でも議員から質問のありました人材育成につきましても重要な施策だと考えております。赤平市しごと・ひと・まち総合戦略につきましては、毎年創生戦略会議においてPDC Aサイクルによる検証を行うこととなっております。地域産業の振興につきまして各企業の実情を捉えた上で新たな支援策が必要な場合には見直しをしていきたいと思っております。財政調整基金につきましては、不測の事態に備えた基金であり、性質が異なるものでありますので、財政調整基金ありきではなく、適切な管理を行いながら、資金が必要な場合につきましては今年度創設されましたあかびら創生基金や国の制度等を活用し、財源の確保を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 赤平創生の戦略におきまして、経済政策は最も重要であり、将来の当市に大きく影響してまいります。賃金アップすることで人が集まるというのは、これ基本的な原則でございます。こういうこともいろいろとつながることも企業との連携も必要でないのかなと、こんなふうに思うところでございます。以前の定例会におきまして、当市における財政調整基金の適正額と運用額について質問したことがございますが、当市の将来にとって本当に必要な事業であれば運用してもよいのではと考えております。今年度創設されましたあかびら創生基金には必要に応じて財政調整基金からの繰り入れもできると思っておりますので、ただいまの答弁で理解をするところでございます。

大綱2、炭鉱遺産構想と赤平炭鉱立坑やぐら取得についてであります。過日行政常任委員会におきまして、炭鉱遺産公園構想策定についての資料が提起され、説明がなされましたが、重要な案件でありますので、行政常任委員会での議論をあえて定例会に移し、再度質問してみたいと思っております。当市で赤平

炭鉱立坑やぐらを取得し、所有権を持つという話は今までの駅裏開発構想の過程の中にはなく、ことしの市の新年交礼会で市長の挨拶にて初めて耳にしたのが始まりであります。3月の第1回定例会で初めて立坑の無償譲渡の話が近々まとまり、住友社との契約を行える状況にあるとの答弁がなされ、当市にとって貴重な財産の取得としての説明だけであり、正式に改修や維持、存続に関する計画や市民に対する財政負担についての説明もなく、単純に炭鉱遺産構想に必要なものであるとの考え方だけであったはずでございます。私もズリ山炭鉱遺産などを利用したの駅裏開発については賛成の方向で毎年のように意見を述べてきましたが、立坑を市の財産として取得、所有するとなると、今までの議論とは全く考え方が変わります。昭和38年に完成して以来五十数年を経た立坑を修復するとなると、多額な予算を費やし、なおかつ維持費を数十年にわたって毎年支出していかなければならないことになることとなります。炭鉱遺産公園構想策定の内容については、目標やコンセプトには理想は描かれておりますが、肝心の立坑整備規模、そしてそれに伴う予算計画も示されていないわけでありまして。資料提供に当たって大枠の策定構想や整備計画であれば、それなりの大枠での予算案も提示されなければ、今後への検討に向けて皆目見当がつかない話になるのではないのでしょうか。まず、この点についてどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） これまでの駅裏開発構想につきましては、ズリ山展望広場の市有地を活用した内容でありましたが、このたびの炭鉱遺産公園につきましては赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策として立坑やぐら周辺までの民有地を含めた活用が位置づけられたものでございます。こうした位置づけとともに急遽炭鉱遺産を保存、継承するための課題に直面いたしまして、本年1月から民間事業者と市の間において、限られた時間の中で優先課題を解決するため協議を重ね、事業者として

も当市の経過や思いをご理解をいただき、3月末に建物の無償譲渡と土地を固定資産税相当額で市が借り上げることに合意されたところでございます。また、立坑やぐらに多額な予算をかけての修復とのお話がございましたが、道内大学の建築学の教授などに現地確認をいただいたところ、30年以上倒壊のおそれはないとお聞きいたしておりまして、全く予算をかけずに見守り保存とすることも選択肢の一つとして考えられますが、一定程度予算をかけてこの30年以上さらに延命するという方法もありますので、こうしたことを含めて、いかに最少経費で効果的活用を行っていくのか、有識者を含めました赤平市炭鉱遺産活用検討協議会を6月中に発足いたしまして、基本構想について協議をし、経過については随時議会のほうにもご報告をさせていただき、また案がまとまった段階においては住民説明会を開催し、この基本構想を策定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕立坑取得に係る予算論議は別といたしまして、炭鉱遺産活用検討協議会を開催して、住民説明会を開催してから基本構想策定ということについては理解することといたします。

続きまして、①、取得により変わるそれぞれの価値観についてであります。このたびの取得計画により炭鉱遺産、学術的遺産としての構想が大きく膨らむことで、各種遺産を重要視する方々や観光に役立てようとして活動している関係者皆様には大変価値あることだと思われることであらう。炭鉱遺産保存への考え方は素晴らしいことであり、重要文化財、北海道遺産、日本遺産、ひいては世界遺産を目指すその志は崇高なことでございます。そういう意味では、長い間地道に旧炭鉱諸施設の保存活動を推進してまいりました炭鉱の記憶推進事業団を初めとする有識者や地元の赤平コミュニティガイドクラブTAN t a n等関係者皆様には心より敬意を表す

るところでございます。赤平炭鉱立坑やぐら自身の価値については、私もそこで炭鉱労働者として働いてきた一人でありますので、遺産と言われる諸施設には十分に評価し、理解するところでございます。しかし、反面立坑の所有は当市の大きな財政負担につながり、このことから市民の皆さんの考え方は変わってまいります。国の経済政策も先行き不透明の中でさらに高齢化は進み、年金生活者が多い当市には生活の安定を望む声のほうが多いと思われませんか。ヤマの仲間を中心にいろんな方々に聞いてみました。立坑存続は赤平のシンボルとして必要だ、しかし所有するのは金がかかり過ぎるという声が主流であります。低所得者や年金生活者がどれだけ多くの賛成の声を上げるでしょうか。私は、学術的価値観と財政的負担への市民感情の違いについて申し上げているのであります。私は、炭鉱遺産を絡めた駅裏開発構想には今でも賛成であります。しかし、将来的に市民生活に支障を来たしかねない立坑取得についての考えには異論を唱えるところでございます。一番わかりやすいのは、市民投票にて全市民に賛否を問うことが必要であり、その後に契約締結してもよいのではないかと考えております。いかがでしょうか。立坑取得に当たって、それぞれの立場によって価値観はより鮮明になってまいります。私の意見にも耳をかしていただきまして、行政側の考え方を伺いたいと思います。予算の今の使い方について少しずつ理解するところでございますけれども、この点についてよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 取得により変わるそれぞれの価値観についてお答えをさせていただきます。

立坑やぐらを初めとする炭鉱遺産に関しましては、平成11年に産業考古学会から学術的、文化的に貴重な産業遺産として認定され、平成13年には北海道遺産にも選定されており、既に価値あるあかしとして位置づけられております。また、北海道大学名誉教授を初めとする有識者の皆様からも高い評価を

いただいております。昨年は道の若手職員が中心となって、プロポーザル型政策形成事業として北海道の産業革命遺産等の保全、活用に関するグランドデザインが作成をされ、北海道知事としても、北海道には日本遺産がないことから、平成30年に北海道150年を迎えることや産業遺産を地域の生活や経済に生かし、近代化の歴史を再評価し、北海道ミュージアム構想を策定すべきとの見解を示しております。そのため民間所有であった炭鉱遺産を無償譲渡していただく正式契約を締結することによりまして、本市の考え方によってさまざまな事業展開が可能となってまいりますので、道や有識者、関係市、町と連携を図りながら日本遺産を目指し、これが認められることによってさらなる価値観を見出すことにつながり、教育や観光、特産品開発など多岐にわたる事業効果が期待できると考えております。なお、整備方法や維持管理に関する財政負担につきましては、いかに最少経費で最大効果を上げることができるかといったことは当然のことながら念頭に置いて検討してまいりますし、市全体予算のバランスの中で計画的に推進していく必要があります。また、市民投票の件につきましては、昨年の協議過程を踏まえ、実施する考え方はございませんが、先ほども申し上げたとおり、炭鉱遺産公園の活用方法に対する市民からの意見等を伺う場は設けてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 財政負担を考えると、私はまず文化的なことよりも市民生活の安定を第一に考えるべき、このように思っております。まずは、市民の声を幅広く聞くことが最も大切であることを申し上げておきたいと思っております。

②、国や道の財政支援の見通しについてであります。重要文化財、北海道遺産、日本遺産を目指すには、個人や団体のみでは到底なし得なく、財政面なども含め、国や道の協力がなければ到達できません。空知総合振興局も粘り強く取り組んでくれているようではありますが、北海道自身がどう考えているのか



であります。空知総合振興局扱いから格上げとなり、道の中核での取り組みになっているとか、道議会までの取り組みまでに進展しているとか、先行きが見えておりません。現在までの行政や民間団体の取り組み経過や進捗状況についてお尋ねいたします。また、行政側や各団体も国の関連機関に働きかけていると思いますが、反応はいかがなものでしょうか。あわせて答弁いただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） これまでの経過や進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

平成15年に赤平市で開催されました第6回国際炭山ヒストリー会議を機に炭鉱遺産の保存、継承活用に対する関心が高まり、平成17年には赤平コミュニティガイドクラブTANtanが設立をされ、平成21年には空知管内の炭鉱町以外の首長を含め、北海道大学や札幌国際大学、札幌学院大学、札幌市立大学の教授や旅行会社など、空知総合振興局が事務局となったそらち「炭鉱の記憶」で地域づくり推進会議も設立をされ、ツアーガイドを初め、さまざまな事業が継続的に展開されております。また、先ほど申し上げましたように、昨年は道の若手職員が中心となって、北海道の産業革命遺産等の保全活用に関するグランドデザインが作成され、北海道知事としても北海道ミュージアム構想を策定すべきとの見解を示しました。本年6月2日にもそらち「炭鉱の記憶」で地域づくり推進会議の総会が行われまして、道の動きも本格化していくことや、また道の道央地域政策展開方針の施策としても位置づけられていることから、空知のみならず、室蘭と小樽も含め、目標時期を定めた中で日本遺産に向けた構想を図っていくことで確認をされております。また、国等への働きかけにつきましては、空知管内の全ての首長で構成されております空知総合開発期成会として国としての炭鉱遺産の評価を要望し続けておりましたが、平成29年度要望に向けて、炭鉱遺産の改修等に対する支援を追加するよう当市のほうから申し入れ

を行い、本年7月に道、道議会、関係省庁並びに国会議員に対しましてこの要望書を提出する予定となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 国や道の動向についてはわかりましたが、しかし財源確保については全てにわたって未確定であります。先ほどからのお話の中で理解できるのは、こういう形で使っていきたい、そのことについては理解してきているつもりです。しかし、そのための財源確保が確実なものではないと、私はこのように思うところがございます。財源確保が一番危惧しているところがございますので、より確実性のある答弁をいただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 現状を見込める基本的な財源のお話といたしましては、地域文化の振興等を図るための施設で伝統、文化の伝承、展示施設や伝統、文化をテーマとした公園整備等、過疎地域において伝承されてきた地域文化財や歴史的遺産を保存、活用して、地域文化の振興等を図るかの整備に要する経費は過疎対策事業債の対象となりますが、ただし公共施設に限るものとなっております、民間が所有する施設についてはこの過疎対策事業については該当になりません。このたびの民間事業者と市の譲渡契約が締結された場合の事業費は、償還金の実質負担が3割となる過疎対策事業債を財源とすることが可能となります。なお、国や道の財政支援の見通しにつきましては、今月中に有識者と赤平コミュニティガイドクラブTANtan、行政関係各課で赤平炭鉱遺産活用検討協議会を発足し、具体的な基本構想を策定する予定となっております、事業内容が明らかになった段階で改めて国や道の交付金を財源とすることが可能か、またさらに必要な要望方法などについても同時に検討してまいります。さらに、クラウドファンディングやふるさと納税の寄附項目を起こすなど寄附金の活用についても

検討をしてみたいと思いますので、安易に過疎対策事業債だけを見込むだけではなくて、国や道に対する財政支援に関する要望やさまざまな財源確保の手法について検討をしてみたいと思いますので、現時点としてお答えできる分は以上となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの話で確実性ということについてはちょっとまだわかりませんが、今後に対しての努力ということも含めてその辺は理解していきたいなと、このように思っております。

③、産炭地連携の見通しについてであります。夕張市から芦別市まで空知の産炭地が一つになり、連携しなければ炭鉱遺産構想は成り立たないと思いません。中でも南空知の岩見沢市と北空知の赤平市が中心にならなければという専門家の構想もあるようですが、産炭地各自治体が産業遺産を目指すための連携についてはいかがなことでしょうか。本来北海道が財政負担しての産業遺産登録となるべきであります。道が事業資金や活動資金を投入しないと産炭地の連携そのものが難しいような気がいたします。あわせてご答弁いただきたいと思えます。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 産炭地連携の見通しについてお答えさせていただきますが、先ほどの答弁と重複する点がありますが、改めてお答えをさせていただきますと思います。

平成15年に第6回国際炭鉱山ヒストリー会議、これを機に炭鉱遺産活用等が非常に関心が高まったということがまずあります。また、平成21年には空知総合振興局が事務局となったそらち「炭鉱の記憶」で地域づくり推進会議が設立されて、ツアーガイドを初め、さまざまな事業が継続的に展開をされております。そして、これも先ほど申し上げましたが、本年6月2日にも炭鉱の記憶で地域づくり推進会議の総会が行われ、日本遺産へ向けた知事を初めとする道の動きも本格化していくことや道央地域政策展開

方針の施策としても炭鉱の記憶推進事業が位置づけられているということから、空知のみならず、室蘭と小樽も含めた炭、鉄、港、この歴史のストーリー性を明らかにして、目標時期を定めた中で日本遺産に向けた連携を図っていくということで会議の中で確認をされておりますので、さらにこれまで以上の連携強化の中で事業が進められていくというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 産炭地連携の見通しについては、理解するところでございます。

④、市民レベル協議の必要性についてであります。昨年末に赤平創生の新しいまちづくりについてあらゆる角度から論議、協議され、赤平創生戦略会議にて基本構想がまとまり、市長に答申されました。大変ご苦労された西出赤平商工会議所会頭を初め、携わった学識者の市民各位に改めまして敬意と感謝を申し上げるところでございます。炭鉱遺産問題についても議論され、市民の声にもいろいろ耳を傾けられたかに思いますが、当時立坑の取得、所有についての話やそれにかかわる財政的負担についての論議はなかったと私は認識しております。総合戦略会議に対しても市民の誤解を招くことも考えられます。取得契約締結に当たっては、改めて市民レベルの協議も必要かと思えますので、この辺はいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 市民レベルの協議の必要性につきましては、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略は市民政策提言や中学生アンケートなどを参考としながら、有識者と市民代表者による総勢40名の方々に総合戦略会議のみらい部会を発足いたしまして、熱心に協議を重ねていただき、参加数はともかく、住民説明会、パブリックコメントを行ってまいりましたが、これがある種市民レベルの協議過程であると認識をしております。また、総合戦略会議とみらい部会の協議の中でも、炭鉱遺産を市の考え方をもって有効に活用するには民間所有と

なっている資産を市の資産とするための課題を解決する必要があるということもお話をした上で、この施策の位置づけとなっております。その総合戦略の中の重点施策として炭鉱遺産公園整備、中長期施策として炭鉱遺産の世界遺産登録等の研究の2つの施策が位置づけられ、これらの施策を確実に実行してまいらなければならないと考えております。そこで、こうした経過を踏まえ、施策実施を前提としつつ、先ほど申し上げました赤平市炭鉱遺産活用検討協議会の中で基本構想案を作成した時点で市民説明会を開催いたしまして、議員の皆様にも随時経過をご報告させていただき、皆様方の意見等を伺いながらこうした有効活用に向けた意見等をもとに最終調整を行って、基本構想を完成したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま総合戦略会議における今までに至った経過について述べられましたけれども、既に市民レベルでの協議過程は経ているとの認識とのことでございますけれども、私が一番こだわるのはこの部分であります。12月までは、私たちは賛成してきました。しかし、1月から取得をするということで費用がかかり過ぎるのではないかと、このことから疑問を持ったわけでございまして、このところについては改めて確認したいと思います。住民説明会やパブリックコメントの中で立坑取得、所有に当たり、無償譲渡ではあっても、立坑の修復や維持、存続に多額にかかる費用についての協議や議論をされてきたのかどうか、このことについて改めて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 先ほども申し上げましたが、総合戦略会議並びにみらい部会の協議過程の中では現状炭鉱遺産施設を利用するに当たって民間事業者からの許可が必要な状況となっております。炭鉱遺産公園整備、これを進めるに当たっては財産を市が所有することに対する課題を解決しな

ければならないというお話の上で重点施策となったということでございます。なお、これも先ほど申し上げましたが、炭鉱遺産を保存、継承するための課題が急遽発生したことによりまして、所有に関する協議を早急に行ったものでありまして、どれだけの整備費用が発生するかにつきましては、確たる根拠もございませんでしたので、費用に関するお話は行っておりませんが、これも市の負担を最小限にとどめるための整備費用とその財源確保などを含めて協議を行ってまいりますので、この本年度中の基本構想の中でこういう計画性といったものをしっかりと位置づけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今の説明で何かすきっとした部分もございましてけれども、急遽の課題が発生したと、このことから今になったと、こういうことありますので、このところについては理解していかなければならないのかなと、こんなふうにも思っているところでございます。

次に移ります。⑤、維持存続の可否についてであります。炭鉱遺産としての学術的価値は、私も認めておりますが、価値はあっても生産性がなく、宿泊施設もないこの赤平市で他の観光地のような観光資源にはなり切れるとは思っておりません。立坑やぐら取得契約についての話は進められているようですが、契約の話がほごになった場合、あるいは炭鉱遺産に係る計画が議会にて否決になった場合の立坑やぐらの解体費用の額やその行方はどうなるのかお尋ねいたしたいと思います。念のためということで、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 維持存続の可否についてお答えをさせていただきます。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に位置づけられております施策は、決して点として単一的に捉えるのではなく、さまざまな施策が総合的に実施されることで成果に結びつけるものでございます。

中でも宿泊施設整備につきましても総合戦略の重点施策として位置づけられておりまして、炭鉱遺産活用も相乗効果を上げるための関連事業というふうになってまいります。なお、炭鉱遺産につきましても、解体を想定するのではなく、いかに保存、継承し、最少経費で効果的に活用するかといった課題解決を行うため、今後も議員の皆様方からもご意見を賜りながら基本構想を策定し、全てを一気に整備するのではなく、財政力に合わせて計画的に推進してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕今の言葉、基本構想策定、全てを一気に整備するのではなくと、先ほどもちょっとそういう話がありました。財政力に合わせて計画的に行うということですが、一定程度の理解はするところでございます。

最後になりますけれども、市長の答弁をいただきたいと思えます。人口確保対策事業最優先の当市におきまして、経済政策と産業の活性化が喫緊の課題ではないでしょうか。そのほかに将来における市立病院の財政健全化、広域連携における赤平消防署の維持存続、教育面で重要な中学校統合における校舎新築等にはそれぞれに確実な償還が必然であり、生産性がなく、多額な維持費がかかる立坑やぐらの取得、所有は当市にとって今本当に必要なのかどうか疑問に思うところでございます。理解はしつつも、いまだに残っている分でございます。しかし、反面私は赤平炭鉱立坑やぐらの維持存続についての意義は十分に理解しているつもりでございます。国や道による財政措置や確約されたクラウドファンディングでの資金担保、そして市民有志による浄財などでの財源による立坑の改修や維持存続の事業内容となり、将来の市民生活に支障を来さないことであれば、取り組みへの理解はするところでございます。最後に、立坑やぐら取得の契約締結に当たっての市長の見解を伺いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 今若山議員のほうから炭鉱遺産構想と赤平炭鉱の立坑やぐらの取得についての私の気持ちをお話しすれということでございます。私は、炭鉱遺産に関しましては国のエネルギーを支え、そして赤平を発展させてきた貴重な歴史、資源、そういうものであって、既に子供たちも副読本や現地の視察を初め、学校授業にも取り入れられておりまして、我々大人の時代で途絶えることなく、しっかり後世へ継承していくことが大切な使命であるというふうに考えております。また、道などとの連携によりまして日本遺産を目指す取り組みも本格化してまいりますので、この貴重な資源の価値観がより一層高まる可能性があって、そのことが教育体験旅行や観光事業などにもつながっていく、そういう希望を持っております。こうした歴史や価値観につきましても、ぜひ元炭鉱に勤められていた方々を含めまして、市民の皆様、子供たちにも炭鉱の歴史を誇りとしていただきたいというふうに願っているわけでございます。この考え方は、私だけではなく、まさに総合戦略会議で熱心に議論いただいた市民の皆様の熱い思いだというふうに感じております。しかし、決して一気に多額な財政負担となるような、そういう事業展開や市民に新たな大きな負担を強いるような、そういうことは全く想定しておりません。そのためにも基本構想を策定しまして、計画的に実行していくことが大事なことでありますし、当然のことながら全体予算の中で市民生活やまちづくりとのバランスにももちろん配慮しつつ、財政健全化を維持し続けることが重要であるというふうに考えております。こうした考えを念頭に置きながら炭鉱遺産に関する契約締結を行って、財源の見直しを検討しながら効果的に活用してまいりたいというふうに思っておりますので、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の軸となるオール赤平での取り組みを進めるためにぜひとも市民の皆様の、そして議会の議員の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕私もこの項の質問はこれで最後といたしますけれども、私自身もこの質疑には本当に複雑な思いで臨んでおります。住友赤平炭鉱で働く我々の生活を長い間見守り続けてきた立坑やぐらが閉山後22年を経て、ここに学術的、産業的遺産として、将来の宝として生まれ変わろうとしております。存続することの意義や価値と費用対効果を十分に検討していただきながらこの立坑やぐらを産炭地、赤平の象徴として末永く維持存続されますことを心より念願して、私のこの項の質問を終わります。

続きまして、大綱3、除雪費助成制度におけるきめ細やかな対応についてであります。除雪費助成制度がつくられ、実施に移されてから早くも3年が経過しましたが、スタート時は具体的内容が熟知されないこともあり、該当者も行政も戸惑いがあったことではあります。今では何とか利用がスムーズにいくようになりました。しかし、疑問点も出てまいりましたので、質問をいたしたいと思えます。

まず、①、該当基準の改定についてであります。現在夫婦で75歳以上の家庭は除雪費の該当者となり得ますが、75歳以上1人プラス75歳未満1人の場合は該当しないわけでございます。最近高齢化とともに75歳未満の人でも体調不良により除雪ができない人がふえてきております。今後は、75歳未満であっても該当させることが必要になってくるかと思えます。ただ、病弱者、健常者の判断については、病院の医師や民生委員、町内会役員にも協力していただくことになるかと思えます。考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

また、共稼ぎ夫婦と老人同居の場合の難しい問題も起きております。共稼ぎをしなければ生活できない低所得者に75歳以上、または未満のお年寄りが同居しており、若い夫婦が除雪する暇がないとのことで、年寄りに除雪を押しつけてしまうケースも多々あると聞いております。仕方なく少ない年金から年間4万から6万円程度支払っているというケースの

相談も寄せられているところでございます。家庭の事情によっては、民生委員なり町内会役員の判断も踏まえて支給することも検討していただきたいと思います。考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 高齢者世帯等除雪費助成事業における該当基準の改定についてお答えいたします。

この事業は、除雪に要した費用として支払った金額の2分の1で2万円を上限として助成しており、該当要件は幾つかありますが、その中の一つとして満75歳以上の方のみの世帯という規定がございます。これまでも助成額の充実や助成対象年齢の引き下げなどのご要望がございますが、除雪を請け負う業者や個人で請け負っていただける方が不足しており、現状の該当基準でも制度を活用できない方もいることから、該当基準を拡大しても制度を利用できない方がさらに多く発生することも懸念されております。一方、所得水準につきましては、ただいまの該当基準に考慮されていないことから、助成制度として本来のあり方についてもあわせて検討していかねばならないものと考えております。以上のことを踏まえ、現段階では非常に難しい状況ではございますが、委託業者や個別支援員の確保もあわせて本事業を委託しております赤平市社会福祉協議会と検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君） 今の説明で理解するといいます。社会福祉協議会と十分な協議をしていただき、よりよい除雪制度としていただきたいと思います。社協のほうでもいろいろと打ち合わせすることがあるようでございますので、よろしく対応のほどお願いいたします。

②、生活保護費受給者への対応についてであります。あえて聞きたいと思っております。毎月保護費で生活せざるを得ない人たちがいるわけございま

すが、最低生活を余儀なくされている人からも12月から3月までの間に除雪費用を4万から6万円支払っているケースもあります。最大の弱者でありますこの人たちに規則上ということで一円の助成金も当たらないということはいかがなことでしょうか。生活保護制度の中で支援できる方策がないのかどうか、ここのところお尋ねいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 生活保護受給者への対応についてお答えいたします。

生活保護制度では、最低限度の生活を保障すること、自立の助長を図ることを目的としており、社会生活を営む上で要保護者の年齢、世帯構成別に分けられた保護基準が定められております。加えて、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対する母子加算、児童養育加算、一定基準の身体に障がいがある方に障がい者加算が認められ、冬季加算については昨年度から11月から3月までであった期間が10月から4月までと期間が延長され、さらに家庭訪問等により把握した世帯の生活実態等から傷病、障がい等により常時在宅せざるを得ない場合であって、地区別冬季加算によりがたいときには特別基準の設定があったものとして加算できるものとされております。除雪費につきましては、豪雪地帯において本人、または親族や地域の支援では日常生活に必要な通路、避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合に限り、冬季加算認定期間の特別基準が設定できることとされております。保護受給世帯からの申し出があった場合につきましては、近隣に親族がいる場合の対応や除雪の範囲など、実際の運用上の明確な基準など道とも協議しながら要件に基づき、個別に支給の適否を検討した上で認定し、法の趣旨である無差別平等に最低限度の生活を保障するという観点から組織的に内部点検するなどして適正に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁

をお聞きいたしまして、特別加算、11月から3月、これが10月から4月まで、こういうのもあったということでございます。新しい基準かなと思いますけれども、保護基準もこれは少しずつ変わってくることでありまして、私たちも気がつかない部分がございます。こういうこともまた厳しい基準、規則の中から適切な事項を探し出して、少しでもより多くの弱者救済に努めていただきたいと思います。特に今この話の中で個別のいろんな条件のある、そういう障がい者とかの方々もこの個別への対応ということで救われますので、よろしくお願いいたします。

それから、大綱4、超高齢化社会における対策についてであります。①、孤独死と個人情報のかかわりについて。最近は孤独死が少しずつふえておりますが、さらなる関係者の見守り強化が必要となってまいります。町内会や連合町内会でも孤独死対策や痴呆患者の徘徊に対してご苦労されているわけでございますけれども、いろいろ問題点もございます。まず、民生委員の情報開示に対する守秘義務と見守りを重視する町内会役員とのはざままでトラブルを起こすケースもあるわけでございますが、私はかつて人間が死ぬことと個人情報の重要性とどちらが大切かということをご定例会で議論したことがございますけれども、今は守秘義務との関係はどのように改善されているのでしょうか。地域によっても連携のあり方に温度差があるかに聞いております。個人情報のあり方、地域連携のあり方について伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 孤独死と個人情報のかかわりについてお答えいたします。

町内会などの各団体から転入などにより町内に移り住む者にかかわっていくためにも移動者の状況を提供していただきたいとの要望が寄せられております。市といたしましては、やはり個人情報保護の観点からも情報の取り扱いには慎重に行う必要があることから、その対応について苦慮している大きな課題となっている事項であります。孤独死を防止するた

めには常日ごろの近隣住民の見守り効果が大きいとは思っていますが、現時点では本人の同意なしに情報を開示することは不可能であると判断しております。行政だけではなく、日ごろからの各町内会や民生委員、児童委員及びボランティア等の協力を得ながら自主的な見守りをしていただく中で孤立死を避けることにつなげていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕法律と見守り隊との間にいろんな摩擦起きることもあるのですけれども、こういうところに溝ができるだけ出ないように、そんな協力、ご指導いただければと、こんなふうに思います。これ大事なことなので、よろしく願いいたします。

②、公住などにおける清掃支援についてであります。最近さらなる高齢化により個人住宅やアパートなどの高い窓ガラス拭き等の作業が危険とのことでできなくなってきておりまして、公的な形で作業を支援してほしい、このような要望が多く寄せられるようになってきました。特に公住では、アパートの階段の踊り場などが多いわけでございますけれども、日常的に作業をしてくれる人が必要とのことであります。私も市内に点在する各所の公営アパート等を点検してみました、天井のクモの巣や階段の汚れなどが目につくところも多く、高齢化が進み、かつてのように町内会での一斉清掃活動等が停滞しているところも出てきていることなども起因しているようでございます。空戸等においても空き部屋を紹介されても階段の状況を見た段階で断るケースも結構あるやに聞いておりますが、清掃状況においては民間の貸し住宅ではあり得ないことだと思いません。中には階段を丁寧に水拭きしているところもあるなど、住民の清掃に対する心意気を感じられる箇所も見受けられました。本当にすばらしいことだと思っております。福祉的な問題と建築課住宅係でありましようが、これにまたがる内容ではございませんけれども、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 公住などにおける清掃支援についてお答えいたします。

高齢化により自宅の清掃ができなくなってきたとお話を伺うことがございます。介護認定を受けている高齢者であれば、家族などの支援を受けられない場合には自宅の一般的な清掃にはヘルパー派遣により支援を受けられますが、あくまでも市内の清掃のみが対象となり、住宅の窓ガラスや共用スペースの清掃業務は支援の対象外となっております。自宅の窓ガラスや共用スペースの清掃などについて相談があった場合には、まず家族の支援を受けられないかどうかを相談し、支援が不可能な場合には、自費とはなりますが、対応する業者がありますので、それらを活用していただくよう事業所の問い合わせ先などを紹介しております。今後につきましてもそのような対応をしていくこととなりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕ただいまの答弁で理解はするところでございますけれども、ただいまの高齢者対策への予備的な質問というふうに私は思っております。この問題については、これからまだいろんな形で高齢者の問題、課題が出てきますので、そういう意味での予備的な質問というふうに私も思っております。高齢者は、ますます年々本当にふえてきております。私を含めてでございますので、本当に身近な存在に感じております。また、それを助ける人が全く不足している。先ほどの答弁にございましたけれども、そういうことへの対策を今からどうやって、人がいないのに、どうしようもないというのも本当にそうなのですけれども、ここの部分をしっかり今から検討しておいていただきたいなと、こんなふうをお願いするところでございます。

以上をもちまして、私の質問全てが終わりました。ご答弁どうもありがとうございました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は

全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時27分 散 会)



上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)